

事務連絡  
令和5年8月3日

県内各医療機関 御中

愛媛県保健福祉部  
社会福祉医療局医療対策課長

新しいひめボス宣言事業所認証制度の実施について（協力依頼）

このことについて、本県では、「ひめボス宣言事業所認証制度」について要綱等を制定し、実効性のある人口減少対策を図ることとしておりますので、主旨を御理解の上、御協力いただきますようお願いいたします。なお、詳細につきましては、おって、県HP等でお知らせします。

記

- 県公式HP <https://www.pref.ehime.jp/h20300/sin-himeboss.html>
- QRコード



- 申請の方法や内容の詳細等については、男女参画・子育て支援課までお問い合わせください。（連絡先：089-912-2410）

|  |
|--|
| 担当<br>愛媛県 保健福祉部<br>社会福祉医療局 医療対策課<br>医療機関係 土居<br>TEL 089-912-2384<br>FAX 089-921-8004 |
|--|

# ひめボス宣言事業所認証制度要綱

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この要綱は、県が女性活躍及び仕事と家庭生活等の両立に取り組む事業所を認証し、その取組を強力に後押しすることにより、県内に誰からも選ばれる魅力的な事業所を増加させ、全ての労働者にとって子どもを産み育てやすい環境づくりを促進することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所とは、愛媛県内に本社又は事業所等の事業の拠点があり、かつ県内において常時雇用する労働者を有して事業活動を行う者をいう。(国及び地方公共団体を含む。)
- (2) ひめボス宣言事業所とは、次章に定める手続による認証(以下「基本認証」という。)を受けた事業所をいう。
- (3) ひめボス宣言事業所スーパープレミアムとは、第3章に定める手続による認証(以下「上位認証」という。)を受けた事業所をいう。
- (4) 育児休業とは、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。)第2条第1号に規定する育児休業(産後パパ育休を含む。)をいう。
- (5) 育児目的休暇とは、育児・介護休業法第24条第1項に基づき各事業所が整備する、労働者の申出に基づく育児に関する目的のために利用することができる休暇をいう。

## 第2章 基本認証

### (基本認証の申請)

第3条 基本認証を受けようとする事業所(以下、「基本認証申請者」という。)は、ひめボス宣言事業所認証(更新)申請書(様式第1号)又はウェブサイトに設置する電子情報処理組織を使用して、知事に申請するものとする。

### (基本認証の基準)

第4条 知事は、基本認証申請者のうち、次の基準を全て満たす者を、ひめボス宣言事業所として認証するものとする。なお、国及び地方公共団体にあつては、第2号及び第3号に規定する都道府県労働局への届出は不要とする。

- (1) 制度の趣旨に賛同し、ひめボス事業所宣言書(様式第2号)又はウェブサイト

- に設置する電子情報処理組織を使用して宣言書により宣言するとともに、その宣言内容について公表及び労働者への周知を適切に行っていること。
- (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号、以下「女性活躍推進法」という。）に基づく一般事業主行動計画（以下「女性活躍推進法行動計画」という。）を策定し、都道府県労働局に届け出た上で、その実行に着手していること。
  - (3) 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号、以下「次世代法」という。）に基づく一般事業主行動計画（以下「次世代法行動計画」という。）を策定し、都道府県労働局に届け出た上で、その実行に着手していること。なお、当該行動計画には、次世代法に基づく行動計画策定指針（平成26年内閣府、国家公安委員会、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第1号。）に定める「雇用環境の整備に関する事項」を1つ以上含めること。
  - (4) 都道府県労働局に届け出た前2号の行動計画（過去に認証を受けた申請者の場合は、申請日時点の直近で計画期間が終了した行動計画の実行状況を含む。）について、公表及び労働者への周知を適切に行っていること。
  - (5) 育児・介護休業法の基準を満たす育児休業、介護休業、子の看護休暇、介護休暇、育児又は介護のための所定外労働の制限、育児又は介護のための時間外労働の制限、育児又は介護のための深夜業の制限、育児又は介護のための所定労働時間の短縮等の措置を、就業規則又は労働協約に規定していること。
  - (6) 本人又は配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実の申出をした労働者に対して、育児休業に関する制度等を個別に周知し、育児休業申出等に係る当該労働者の意向を確認するため、育児・介護休業法に定める措置を講じていること。
  - (7) 育児休業申出等が円滑に行われるようにするため、育児・介護休業法に定める雇用環境の整備の措置をいずれか一つ以上講じていること。
  - (8) パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント及び妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントがあってはならない旨の方針、当該ハラスメントを行った者については厳正に対処する旨の方針並びに対処の内容を、就業規則その他の職場における服務規律等に規定していること。
  - (9) 過去3年間において法令に違反する重大な事実がないこと。
  - (10) 第9条の規定により認証を取り消されたとき、又は第8条の規定による辞退の申出を行ったとき（第1号から第8号までに掲げる認証基準をいずれか一つ以上満たさなくなったことを理由とする辞退の申出を行ったときを除く。）は、その取消し又は辞退の日から起算して3年を経過していること。
  - (11) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号、以下「暴力団対策法」という。）

第2条第2号に規定する暴力団に該当しないこと。

- (12) 代表者又はその役員等が暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（愛媛県暴力団排除条例（平成22年愛媛県条例第24号）第2条第3号に規定する暴力団員等を含む。）に該当しないこと。

（認証書の交付等）

第5条 知事は、前条の規定に基づき認証した場合は、基本認証申請者にその旨を通知し、ひめボス宣言事業所認証書（様式第3号）を交付するとともに、事業所名や認証の概要等について、広く周知するものとする。

2 前項の認証の有効期間は、認証を受けた日から3年を経過する日の属する月の末日とする。ただし、前条の認証を受けた事業所が国又は地方公共団体である場合にはこの限りでない。

3 知事は、申請が認証基準を満たしていないと認めるときは、基本認証申請者に認証しない旨を通知するものとする。

（変更の届出）

第6条 ひめボス宣言事業所は、次に掲げる事項に変更があったときは、ひめボス宣言事業所変更届出書（様式第4号）又はウェブサイトに設置する電子情報処理組織を使用して速やかに知事に届け出なければならない。

（1）事業所の名称

（2）本社又は事業所の主たる拠点の所在地

（基本認証の更新）

第7条 基本認証は、第5条第2項に定める認証期間が終了する日までにその更新を受けなければ、その効力を失う。

2 認証期間の更新を受けようとするひめボス宣言事業所は、認証期間が終了する日の1箇月前までに、ひめボス宣言事業所認証（更新）申請書（様式第1号）又はウェブサイトに設置する電子情報処理組織を使用して、知事に申請するものとする。

3 前項の更新申請があった場合において、認証期間が終了する日までに当該更新申請に対する決定がなされないときは、従前の認証は当該認証期間終了後も、当該決定がなされるまでの間は、なおその効力を有する。

4 前項の場合において、認証の更新がされたときは、その認証の有効期間は、従前の認証の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

（基本認証の辞退）

第8条 ひめボス宣言事業所は、認証基準を満たさなくなったとき又は認証継続の意

思を失ったときは、ひめボス宣言事業所辞退届出書（様式第5号）又はウェブサイト  
に設置する電子情報処理組織を使用して、速やかに知事に届け出なければなら  
ない。

（基本認証の取消し）

第9条 知事は、ひめボス宣言事業所が認証基準を満たさないことが明らかになっ  
たとき、法令に違反したとき、その他ひめボス宣言事業所として適当でない  
と認めるときには、その認証を取り消すことができる。

### 第3章 上位認証

（上位認証の申請）

第10条 ひめボス宣言事業所スーパープレミアムの認証を受けようとする事業所（以  
下「上位認証申請者」という。）は、ひめボス宣言事業所スーパープレミアム認  
証申請書（様式第6号）又はウェブサイト  
に設置する電子情報処理組織を使用して、  
知事に申請するものとする。

（上位認証の基準）

第11条 知事は、上位認証申請者のうち、次の基準を全て満たし、別途定める審査会  
において審査の上適当と認める者を、ひめボス宣言事業所スーパープレミアムとし  
て認証するものとする。

- （1）第4条に掲げるひめボス宣言事業所（附則第4項及び第5項に基づくみなし認  
証を受けている事業所を除く。）として認証されていること。
- （2）次に掲げる要件のうち、常時雇用する労働者の数が300人を超える事業所につ  
いては3つ以上、300人以下の事業所については2つ以上満たしていること。  
ただし、ア～ウの国の定める平均値は、厚生労働省雇用環境・均等局長が発出  
する「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定制度に係  
る基準における「平均値」について」に準拠する。

ア 直近の事業年度における正社員に占める女性労働者の割合が国の定める  
産業ごとの平均値（平均値が4割を超える場合は4割）以上であること。

イ 直近の事業年度における正社員の女性労働者の平均継続勤務年数が国の  
定める産業ごとの平均値以上であること、又は雇用管理区分（職種、資格、  
雇用形態等の労働者の区分であって、当該区分に属している労働者につ  
いて他の区分に属している労働者とは異なる雇用管理を行うことを予定し  
て設定しているものをいう。以下、同じ。）ごとに算出した男性労働者（期  
間の定めのない労働契約を締結している者に限る。）の直近の事業年度に  
おける平均継続勤務年数に対する、雇用管理区分ごとに算出した女性労働

- 者（期間の定めのない労働契約を締結している者に限る。）の直近の事業年度における平均継続勤務年数の割合がそれぞれ7割以上であること。
- ウ 直近の事業年度における管理職に占める女性労働者の割合が国の定める産業ごとの平均値以上であること。
- エ 直近の3事業年度において女性の正社員への転換実績又は正社員として再雇用し、再雇用後6箇月以上継続して就業していること。
- (3) 次に掲げる全ての要件を満たしていること。
- ア 直近の事業年度における女性労働者の就業継続率（前々事業年度に出産した女性労働者のうち、子の1歳の誕生日まで在職（子の1歳の誕生日に育児休業を利用している者を含む。）している者の割合）が80%以上であること。
- イ 直近の事業年度における男性労働者の育児休業取得率（配偶者が出産した男性労働者のうち育児休業（育児目的休暇を含む。以下この号において同じ。）を通算して14日（勤務を要しない日を含む。）以上取得した者の割合）が100%であること。ただし、当面の間、育児休業を通算して5日以上（勤務を要しない日を含む。）取得した者の割合が100%であれば要件を満たしているものとして取り扱う。
- (4) 第14条の規定により認証を取り消されたとき、又は第15条による上位認証の辞退の申出を行ったとき（第2号及び第3号に掲げる認証基準をいずれか一つ以上満たさなくなったことを理由とする辞退の申出を行ったときを除く。）は、その取消し又は辞退の日から起算して3年を経過していること。

（認証書の交付等）

- 第12条 知事は、前条の規定に基づき認証した場合は、上位認証申請者にその旨を通知し、ひめボス宣言事業所スーパープレミアム認証書（様式第7号）を交付するとともに、事業所名及び認証の概要等について、広く周知するものとする。
- 2 前条の認証を受けた事業所については、第5条第2項の規定は、適用しない。
- 3 知事は、申請が認証基準を満たしていないと認めるとき、又は別途定める審査会において適当と認められないときは、上位認証申請者に認証しない旨を通知するものとする。

（報告の徴収）

- 第13条 第11条の規定に基づく認証を受けた事業所は、少なくとも年1回以上定期的に、同条に掲げる要件の達成状況等必要な事項について、ひめボス宣言事業所スーパープレミアム報告書（様式第8号）により報告しなければならない。

（上位認証の取消し）

第14条 知事は、ひめボス宣言事業所スーパープレミアムが認証基準を満たさないことが明らかになったとき、法令に違反したとき、前条の規定に基づく報告を2年間行わなかったとき、その他認証基準の達成を継続することが困難であるなど、認証企業として適当でないと認めるときには、別途定める審査会において審査の上、その認証を取り消すことができる。

(準用)

第15条 第6条及び第8条の規定は、ひめボス宣言事業所スーパープレミアムについて準用する。

#### 第4章 雑則

(実地調査の実施)

第16条 知事は、基本認証申請者、上位認証申請者、ひめボス宣言事業所又はひめボス宣言事業所スーパープレミアムに対し、制度の目的を達成するため必要があると認めるときは、実地調査を実施することができる。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に必要な事項は、別に定める。

#### 附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(旧制度の終了)

2 愛媛県版イクボス「ひめボス」宣言賛同要領(以下、「旧ひめボス要領」という。)は、令和5年3月31日をもって廃止する。

3 えひめ仕事と家庭の両立応援企業認証制度要綱(以下、「旧両立応援要綱」という。)は、令和5年3月31日をもって廃止する。

(経過措置)

4 令和5年3月31日までに旧ひめボス要領第3条に基づきひめボス宣言事業所として登録されている事業所については、本要綱施行後3年間、第4条に基づく認証を受けたものとみなす。

- 5 令和5年3月31日までに旧両立応援要綱第4条又は第10条に基づく認証を受けている企業については、認証書の有効期限（令和8年3月31日を超える場合にあっては同日）までの間、第4条に基づく認証を受けたものとみなす。
- 6 前2項の規定により認証を受けたものとみなされた事業所等は、令和8年3月31日までに第3条に定める手続による認証を受けなかった場合、同日をもってその認証の効力を失う。



愛媛県知事 様

以下のとおり、申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

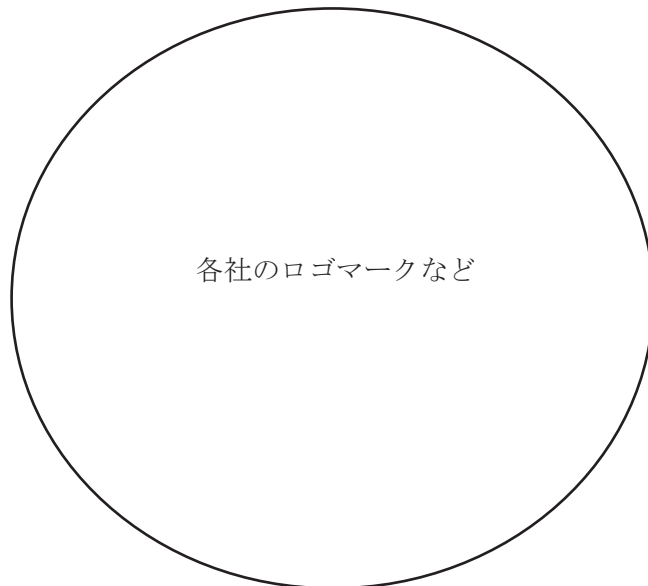
記

| 申請区分                     |  |
|--------------------------|--|
| <input type="checkbox"/> | 新規   |
| <input type="checkbox"/> | 更新（認証番号 第 <input type="text"/> 号）  |
| 申請者情報（すべて必須項目）           |  |
| 1                        | 法人番号<br>※法人番号が付与されていない場合は記載不要  |
| 2                        | 事業所名<br>(フリガナ)   |
|                          | 県内支店名<br>※県外に本社がある場合のみ記載<br>(フリガナ)   |
| 3                        | 事業所所在地<br>〒 <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/>   |
|                          | 県内支店所在地<br>※県外に本社がある場合のみ記載<br>〒 <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/>   |
| 4                        | 事業所電話番号<br><input type="text"/> - <input type="text"/> - <input type="text"/>  |
| 5                        | 業種<br>※いずれかにチェック<br><input type="checkbox"/> 農業、林業 <input type="checkbox"/> 漁業 <input type="checkbox"/> 鉱業、採石業、砂利採取業 <input type="checkbox"/> 建設業<br><input type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 電気・ガス・熱供給・水道業 <input type="checkbox"/> 情報通信業<br><input type="checkbox"/> 運輸業、郵便業 <input type="checkbox"/> 卸売業、小売業 <input type="checkbox"/> 金融業、保険業<br><input type="checkbox"/> 不動産業、物品賃貸業 <input type="checkbox"/> 学術研究、専門・技術サービス業<br><input type="checkbox"/> 宿泊業、飲食サービス業 <input type="checkbox"/> 生活関連サービス業、娯楽業<br><input type="checkbox"/> 教育、学習支援業 <input type="checkbox"/> 医療、福祉 <input type="checkbox"/> 複合サービス事業<br><input type="checkbox"/> サービス業（他に分類されないもの） <input type="checkbox"/> 公務（他に分類されるものを除く）<br><input type="checkbox"/> その他（ <input type="text"/> ） |
| 6                        | 主な事業内容   |
| 7                        | 常時雇用する労働者数<br>名（うち女性 <input type="text"/> 名、男性 <input type="text"/> 名）   |

|                          |  |                                  |                                  |   |   |   |   |  |   |   |  |   |  |   |  |   |
|--------------------------|--|----------------------------------|----------------------------------|---|---|---|---|--|---|---|--|---|--|---|--|---|
| 8                        | 代表者  | 役 職                              |                                  |   |   |   |   |  |   |   |  |   |  |   |  |   |
|                          |  | (フリガナ)                           |                                  |   |   |   |   |  |   |   |  |   |  |   |  |   |
|                          |  | 氏 名                              |                                  |   |   |   |   |  |   |   |  |   |  |   |  |   |
| 9                        | 連絡担当者  | (フリガナ)                           |                                  |   |   |   |   |  |   |   |  |   |  |   |  |   |
|                          |  | 氏 名                              |                                  |   |   |   |   |  |   |   |  |   |  |   |  |   |
|                          |  | 部 署                              |                                  |   |   |   |   |  |   |   |  |   |  |   |  |   |
|                          |  | 役 職                              |                                  |   |   |   |   |  |   |   |  |   |  |   |  |   |
|                          |  | 電話番号                             |                                  | - |   | - |   |  |   |   |  |   |  |   |  |   |
|                          |  | メールアドレス                          |                                  |   |   |   |   |  |   |   |  |   |  |   |  |   |
| 10                       | 公式ホームページ<br>※無い場合記入不要  |                                  |                                  |   |   |   |   |  |   |   |  |   |  |   |  |   |
| 11                       | 女性活躍推進法に基づく<br>一般事業主行動計画   | <input type="checkbox"/>         | 策定し、都道府県労働局に届け出た後、当計画の実行に着手している。 |   |   |   |   |  |   |   |  |   |  |   |  |   |
|                          |  |                                  | 計画期間（西暦）                         |   | 年 |   | 月 |  | 日 | ～ |  | 年 |  | 月 |  | 日 |
|                          |  | <input type="checkbox"/>         | 届出内容を外部に公表している。                  |   |   |   |   |  |   |   |  |   |  |   |  |   |
|                          |  |                                  | 公表場所                             |   |   |   |   |  |   |   |  |   |  |   |  |   |
|                          |  | <input type="checkbox"/>         | 届出内容を労働者に周知している。                 |   |   |   |   |  |   |   |  |   |  |   |  |   |
|                          |  |                                  | 周知方法                             |   |   |   |   |  |   |   |  |   |  |   |  |   |
|                          |  | ※女性活躍推進法については、内閣府のホームページをご覧ください。 |                                  |   |   |   |   |  |   |   |  |   |  |   |  |   |
| プラチナえるぼし認定を受けている場合のみ     |  |                                  |                                  |   |   |   |   |  |   |   |  |   |  |   |  |   |
| <input type="checkbox"/> | 一般事業主行動計画の策定・届出の代わりに「女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況」について毎年少なくとも1回公表を行っている。 |                                  |                                  |   |   |   |   |  |   |   |  |   |  |   |  |   |

|   |                                |  |  |
|---|--------------------------------|--|--|
| 12                                      | 次世代育成支援対策推進法に基づく<br>一般事業主行動計画  | <input type="checkbox"/>                                   | 策定し、都道府県労働局に届け出た後、当計画の実行に着手している。   |
|   |                                |  | 計画期間（西暦）      年      月      日 ～      年      月      日   |
|   |                                | <input type="checkbox"/>                                   | 一般事業主行動計画に「雇用環境の整備に関する事項」を1つ以上含めている。   |
|   |                                | <input type="checkbox"/>                                   | 届出内容を外部に公表している。  |
|   |                                |  | 公表場所   |
|   |                                | <input type="checkbox"/>                                   | 届出内容を労働者に周知している。   |
|   |                                |  | 周知方法   |
| ※次世代育成支援対策推進法については、厚生労働省のホームページをご覧ください。 |                                |  |  |
| プラチナくるみん認定を受けている場合のみ                    |                                |  |  |
|   | <input type="checkbox"/>       | 一般事業主行動計画の策定・届出の代わりに「次世代育成支援対策の実施状況」について毎年少なくとも1回公表を行っている。 |  |
| 13                                      | 仕事と家庭の両立を支援するための制度等の規定整備       | <input type="checkbox"/>                                   | 育児・介護休業法の基準を満たす次の制度又は措置を就業規則等へ規定している。<br>・ 育児休業    ・ 介護休業<br>・ 子の看護休暇    ・ 介護休暇<br>・ 育児・介護のための所定外労働の制限<br>・ // 時間外労働の制限<br>・ // 深夜業の制限<br>・ // 所定労働時間の短縮等の措置 |
| 14                                      | 育児休業等の制度の個別周知及び意向確認            | 令和4年4月1日以降、本人又は配偶者の妊娠・出産等を申し出た労働者の有無                       |  |
|   |                                | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/>        | （「有」の場合）育児休業等の制度等を個別に周知し、育児休業申出等に係る意向の確認を行っている。  |
|   | <input type="checkbox"/> 無     |  |  |
| 15                                      | 育児休業の申出が円滑に行われるようにするための雇用環境の整備 | <input type="checkbox"/>                                   | 育児・介護休業法に定める次の措置を1つ以上講じている。<br>・ 育児休業に関する研修の実施<br>・ 育児休業に関する相談体制の整備（相談窓口設置）<br>・ 自社の育児休業取得事例の収集と提供<br>・ 育児休業の制度と取得促進に関する方針の周知                                |
| 16                                      | ハラスメント防止対策                     | <input type="checkbox"/>                                   | パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠、出産、育児・介護休業等に関するハラスメントの禁止、行為者に対する対処内容について就業規則等へ規定している。  |
| 17                                      | 法令違反                           | <input type="checkbox"/>                                   | 過去3年間において、法令に違反する重大な事実はない。   |

|    |                                   |  |   |
|----|-----------------------------------|--|---|
| 18 | 過去の認証取消し<br>※該当しない場合記入不要          | <input type="checkbox"/>   | 過去にひめボス宣言事業所の認証を取り消されている場合、又は辞退を行っている場合（認証基準を満たさなくなったことを理由とする辞退を除く）は、その取消し又は辞退の日から起算して3年を経過している。                  |
| 19 | 暴力団等反社会的勢力                        | <input type="checkbox"/>   | 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号、以下「暴力団対策法」という。)第2条第2号に規定する暴力団に該当していない。                   |
|    |                                   | <input type="checkbox"/>   | 代表者又はその役員等が暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（愛媛県暴力団排除条例（平成22年愛媛県条例第24号）第2条第3号に規定する暴力団員等を含む。）に該当していない。 |
| 20 | (任意入力)<br>県の認証制度登録状況<br>※無い場合記入不要 | <input type="checkbox"/> 旧ひめボス宣言事業所（愛媛県版イクボス）<br><input type="checkbox"/> ひめボス事業所plus                      認定年度 <input type="text"/> 年度<br><input type="checkbox"/> ひめボス事業所plus+                      認定年度 <input type="text"/> 年度<br><input type="checkbox"/> えひめ仕事と家庭の両立応援企業                      第 <input type="text"/> 号<br><input type="checkbox"/> えひめ仕事と家庭の両立応援企業ゴールド企業                      第 <input type="text"/> 号 |   |



## ひめボス事業所宣言

我が社は、社員の仕事と家庭生活や地域活動などの両立を支援し、女性の活躍を推進する「ひめボス宣言事業所」となり、全ての社員を活かし、育てるとともに、一人ひとりの人生がより豊かになるよう応援します。

令和 年 月 日

〇〇〇〇株式会社

代表取締役 署名

※様式第2号は作成例です。事業所の理念や実情に沿って  
宣言文を作成していただいても構いません。

# ひめボス宣言事業所認証書

ロゴマーク

企業の名称 ○○株式会社

ひめボス宣言事業所認証制度要綱第4条の規定により、上記企業を「ひめボス宣言事業所」として認証します。

|       |   |   |   |   |  |
|-------|---|---|---|---|--|
| 認証番号  | 第 | 号 |   |   |  |
| 認証年月日 |   | 年 | 月 | 日 |  |
| 有効期限  |   | 年 | 月 | 日 |  |

愛媛県知事

愛媛県知事 様

ひめボス宣言事業所認証制度要綱第6条に基づき、以下のとおり、届け出ます。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

記

| 届出者情報（すべて必須項目） |                      |                                |  |
|----------------|----------------------|--------------------------------|--|
| 1              | 認証番号                 | <input type="text"/>           |  |
| 2              | 事業所名                 | (フリガナ)                         | <input type="text"/>   |
|                |                      | <input type="text"/>           |  |
| 3              | 事業所所在地               | 〒                              | <input type="text"/>   |
|                |                      | <input type="text"/>           |  |
| 4              | 連絡担当者                | (フリガナ)                         | <input type="text"/>   |
|                |                      | 氏名                             | <input type="text"/>   |
|                |                      | 部署                             | <input type="text"/>   |
|                |                      | 役職                             | <input type="text"/>   |
|                |                      | 電話番号                           | <input type="text"/> - <input type="text"/> - <input type="text"/> |
|                |                      | メールアドレス                        | <input type="text"/>   |
| 変更情報           |                      |                                |  |
| 5              | 変更事項                 | <input type="checkbox"/> 本社の名称 | <input type="checkbox"/> 本社の所在地                                    |
|                | 変更前                  |                                | 変更後  |
|                | <input type="text"/> |                                | <input type="text"/>   |

愛媛県知事 様

ひめボス宣言事業所認証制度要綱第8条の規定により、認証を辞退したいので、下記のとおり届け出ます。

記

| 届出者情報（すべて必須項目） |   |
|----------------|---|
| 1              | 辞退する認証の種別 <input type="checkbox"/> 基本認証 <input type="checkbox"/> 上位認証   |
| 2              | 認証番号  |
| 3              | (フリガナ)  |
|                | 事業所名  |
| 4              | 〒 <input type="text"/> - <input type="text"/>                           |
|                | 事業所所在地  |
| 5              | (フリガナ)  |
|                | 氏名  |
|                | 部署  |
|                | 役職  |
|                | 電話番号 <input type="text"/> - <input type="text"/> - <input type="text"/> |
|                | メールアドレス   |
| 6              | <input type="checkbox"/> 第4条又は第11条に掲げる認証基準を満たさなくなったため。                  |
|                | <input type="checkbox"/> その他（下記に具体的に記載してください。）                          |
|                |   |



愛媛県知事 様

以下のとおり、申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項は事実と相違ありません。

記

| 申請者情報（すべて必須項目）       |  |  |   |                                       |                                       |                              |                              |  |                                |                      |                                  |  |                                  |                      |                                     |  |  |  |                                      |  |  |  |                                   |                                |                                   |  |  |   |  |  |  |  |  |  |
|----------------------|--|--|---|---------------------------------------|---------------------------------------|------------------------------|------------------------------|--|--------------------------------|----------------------|----------------------------------|--|----------------------------------|----------------------|-------------------------------------|--|--|--|--------------------------------------|--|--|--|-----------------------------------|--------------------------------|-----------------------------------|--|--|---|--|--|--|--|--|--|
| 1                    | <table border="1"> <tr> <td>事業所名</td> <td>(フリガナ)</td> <td><input type="text"/></td> </tr> <tr> <td colspan="3"><input type="text"/></td> </tr> </table>  | 事業所名   | (フリガナ)  | <input type="text"/>                  | <input type="text"/>                  |                              |                              |  |                                |                      |                                  |  |                                  |                      |                                     |  |  |  |                                      |  |  |  |                                   |                                |                                   |  |  |   |  |  |  |  |  |  |
| 事業所名                 | (フリガナ)   | <input type="text"/>   |   |                                       |                                       |                              |                              |  |                                |                      |                                  |  |                                  |                      |                                     |  |  |  |                                      |  |  |  |                                   |                                |                                   |  |  |   |  |  |  |  |  |  |
| <input type="text"/> |  |  |   |                                       |                                       |                              |                              |  |                                |                      |                                  |  |                                  |                      |                                     |  |  |  |                                      |  |  |  |                                   |                                |                                   |  |  |   |  |  |  |  |  |  |
| 2                    | <table border="1"> <tr> <td>事業所所在地</td> <td>〒 <input type="text"/> - <input type="text"/></td> <td><input type="text"/></td> </tr> <tr> <td colspan="3"><input type="text"/></td> </tr> </table>   | 事業所所在地   | 〒 <input type="text"/> - <input type="text"/>                                 | <input type="text"/>                  | <input type="text"/>                  |                              |                              |  |                                |                      |                                  |  |                                  |                      |                                     |  |  |  |                                      |  |  |  |                                   |                                |                                   |  |  |   |  |  |  |  |  |  |
| 事業所所在地               | 〒 <input type="text"/> - <input type="text"/>  | <input type="text"/>   |   |                                       |                                       |                              |                              |  |                                |                      |                                  |  |                                  |                      |                                     |  |  |  |                                      |  |  |  |                                   |                                |                                   |  |  |   |  |  |  |  |  |  |
| <input type="text"/> |  |  |   |                                       |                                       |                              |                              |  |                                |                      |                                  |  |                                  |                      |                                     |  |  |  |                                      |  |  |  |                                   |                                |                                   |  |  |   |  |  |  |  |  |  |
| 3                    | <table border="1"> <tr> <td>事業所電話番号</td> <td><input type="text"/> - <input type="text"/> - <input type="text"/></td> </tr> </table>  | 事業所電話番号  | <input type="text"/> - <input type="text"/> - <input type="text"/>            |                                       |                                       |                              |                              |  |                                |                      |                                  |  |                                  |                      |                                     |  |  |  |                                      |  |  |  |                                   |                                |                                   |  |  |   |  |  |  |  |  |  |
| 事業所電話番号              | <input type="text"/> - <input type="text"/> - <input type="text"/>   |  |   |                                       |                                       |                              |                              |  |                                |                      |                                  |  |                                  |                      |                                     |  |  |  |                                      |  |  |  |                                   |                                |                                   |  |  |   |  |  |  |  |  |  |
| 4                    | <table border="1"> <tr> <td rowspan="9">業種<br/>※いずれかにチェック</td> <td><input type="checkbox"/> 農業、林業</td> <td><input type="checkbox"/> 漁業</td> <td><input type="checkbox"/> 鉱業、採石業、砂利採取業</td> <td><input type="checkbox"/> 建設業</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 製造業</td> <td><input type="checkbox"/> 電気・ガス・熱供給・水道業</td> <td><input type="checkbox"/> 情報通信業</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 運輸業、郵便業</td> <td><input type="checkbox"/> 卸売業、小売業</td> <td><input type="checkbox"/> 金融業、保険業</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 不動産業、物品賃貸業</td> <td><input type="checkbox"/> 学術研究、専門・技術サービス業</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 宿泊業、飲食サービス業</td> <td><input type="checkbox"/> 生活関連サービス業、娯楽業</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 教育、学習支援業</td> <td><input type="checkbox"/> 医療、福祉</td> <td><input type="checkbox"/> 複合サービス事業</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> サービス業（他に分類されないもの）</td> <td><input type="checkbox"/> 公務（他に分類されるものを除く）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> その他（<input type="text"/>）</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> | 業種<br>※いずれかにチェック   | <input type="checkbox"/> 農業、林業  | <input type="checkbox"/> 漁業           | <input type="checkbox"/> 鉱業、採石業、砂利採取業 | <input type="checkbox"/> 建設業 | <input type="checkbox"/> 製造業 | <input type="checkbox"/> 電気・ガス・熱供給・水道業 | <input type="checkbox"/> 情報通信業 |                      | <input type="checkbox"/> 運輸業、郵便業 | <input type="checkbox"/> 卸売業、小売業                                   | <input type="checkbox"/> 金融業、保険業 |                      | <input type="checkbox"/> 不動産業、物品賃貸業 | <input type="checkbox"/> 学術研究、専門・技術サービス業 |  |  | <input type="checkbox"/> 宿泊業、飲食サービス業 | <input type="checkbox"/> 生活関連サービス業、娯楽業 |  |  | <input type="checkbox"/> 教育、学習支援業 | <input type="checkbox"/> 医療、福祉 | <input type="checkbox"/> 複合サービス事業 |  | <input type="checkbox"/> サービス業（他に分類されないもの） | <input type="checkbox"/> 公務（他に分類されるものを除く） |  |  | <input type="checkbox"/> その他（ <input type="text"/> ） |  |  |  |
| 業種<br>※いずれかにチェック     | <input type="checkbox"/> 農業、林業   |  | <input type="checkbox"/> 漁業   | <input type="checkbox"/> 鉱業、採石業、砂利採取業 | <input type="checkbox"/> 建設業          |                              |                              |  |                                |                      |                                  |  |                                  |                      |                                     |  |  |  |                                      |  |  |  |                                   |                                |                                   |  |  |   |  |  |  |  |  |  |
|                      | <input type="checkbox"/> 製造業   |  | <input type="checkbox"/> 電気・ガス・熱供給・水道業  | <input type="checkbox"/> 情報通信業        |                                       |                              |                              |  |                                |                      |                                  |  |                                  |                      |                                     |  |  |  |                                      |  |  |  |                                   |                                |                                   |  |  |   |  |  |  |  |  |  |
|                      | <input type="checkbox"/> 運輸業、郵便業   |  | <input type="checkbox"/> 卸売業、小売業  | <input type="checkbox"/> 金融業、保険業      |                                       |                              |                              |  |                                |                      |                                  |  |                                  |                      |                                     |  |  |  |                                      |  |  |  |                                   |                                |                                   |  |  |   |  |  |  |  |  |  |
|                      | <input type="checkbox"/> 不動産業、物品賃貸業  |  | <input type="checkbox"/> 学術研究、専門・技術サービス業                                      |                                       |                                       |                              |                              |  |                                |                      |                                  |  |                                  |                      |                                     |  |  |  |                                      |  |  |  |                                   |                                |                                   |  |  |   |  |  |  |  |  |  |
|                      | <input type="checkbox"/> 宿泊業、飲食サービス業   |  | <input type="checkbox"/> 生活関連サービス業、娯楽業  |                                       |                                       |                              |                              |  |                                |                      |                                  |  |                                  |                      |                                     |  |  |  |                                      |  |  |  |                                   |                                |                                   |  |  |   |  |  |  |  |  |  |
|                      | <input type="checkbox"/> 教育、学習支援業  |  | <input type="checkbox"/> 医療、福祉  | <input type="checkbox"/> 複合サービス事業     |                                       |                              |                              |  |                                |                      |                                  |  |                                  |                      |                                     |  |  |  |                                      |  |  |  |                                   |                                |                                   |  |  |   |  |  |  |  |  |  |
|                      | <input type="checkbox"/> サービス業（他に分類されないもの）   |  | <input type="checkbox"/> 公務（他に分類されるものを除く）                                     |                                       |                                       |                              |                              |  |                                |                      |                                  |  |                                  |                      |                                     |  |  |  |                                      |  |  |  |                                   |                                |                                   |  |  |   |  |  |  |  |  |  |
|                      | <input type="checkbox"/> その他（ <input type="text"/> ）   |  |   |                                       |                                       |                              |                              |  |                                |                      |                                  |  |                                  |                      |                                     |  |  |  |                                      |  |  |  |                                   |                                |                                   |  |  |   |  |  |  |  |  |  |
|                      | 5  | <table border="1"> <tr> <td>主な事業内容</td> <td><input type="text"/></td> </tr> </table> | 主な事業内容  | <input type="text"/>                  |                                       |                              |                              |  |                                |                      |                                  |  |                                  |                      |                                     |  |  |  |                                      |  |  |  |                                   |                                |                                   |  |  |   |  |  |  |  |  |  |
| 主な事業内容               | <input type="text"/>   |  |   |                                       |                                       |                              |                              |  |                                |                      |                                  |  |                                  |                      |                                     |  |  |  |                                      |  |  |  |                                   |                                |                                   |  |  |   |  |  |  |  |  |  |
| 6                    | <table border="1"> <tr> <td>常時雇用する労働者数</td> <td><input type="text"/> 名（うち女性 <input type="text"/> 名、男性 <input type="text"/> 名）</td> </tr> </table>  | 常時雇用する労働者数   | <input type="text"/> 名（うち女性 <input type="text"/> 名、男性 <input type="text"/> 名） |                                       |                                       |                              |                              |  |                                |                      |                                  |  |                                  |                      |                                     |  |  |  |                                      |  |  |  |                                   |                                |                                   |  |  |   |  |  |  |  |  |  |
| 常時雇用する労働者数           | <input type="text"/> 名（うち女性 <input type="text"/> 名、男性 <input type="text"/> 名）  |  |   |                                       |                                       |                              |                              |  |                                |                      |                                  |  |                                  |                      |                                     |  |  |  |                                      |  |  |  |                                   |                                |                                   |  |  |   |  |  |  |  |  |  |
| 7                    | <table border="1"> <tr> <td rowspan="3">代表者</td> <td>役職</td> <td><input type="text"/></td> </tr> <tr> <td>(フリガナ)</td> <td><input type="text"/></td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td><input type="text"/></td> </tr> </table>  | 代表者  | 役職  | <input type="text"/>                  | (フリガナ)                                | <input type="text"/>         | 氏名                           | <input type="text"/>                   |                                |                      |                                  |  |                                  |                      |                                     |  |  |  |                                      |  |  |  |                                   |                                |                                   |  |  |   |  |  |  |  |  |  |
| 代表者                  | 役職   |  | <input type="text"/>  |                                       |                                       |                              |                              |  |                                |                      |                                  |  |                                  |                      |                                     |  |  |  |                                      |  |  |  |                                   |                                |                                   |  |  |   |  |  |  |  |  |  |
|                      | (フリガナ)   |  | <input type="text"/>  |                                       |                                       |                              |                              |  |                                |                      |                                  |  |                                  |                      |                                     |  |  |  |                                      |  |  |  |                                   |                                |                                   |  |  |   |  |  |  |  |  |  |
|                      | 氏名   | <input type="text"/>   |   |                                       |                                       |                              |                              |  |                                |                      |                                  |  |                                  |                      |                                     |  |  |  |                                      |  |  |  |                                   |                                |                                   |  |  |   |  |  |  |  |  |  |
| 8                    | <table border="1"> <tr> <td rowspan="6">連絡担当者</td> <td>(フリガナ)</td> <td><input type="text"/></td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td><input type="text"/></td> </tr> <tr> <td>部署</td> <td><input type="text"/></td> </tr> <tr> <td>役職</td> <td><input type="text"/></td> </tr> <tr> <td>電話番号</td> <td><input type="text"/> - <input type="text"/> - <input type="text"/></td> </tr> <tr> <td>メールアドレス</td> <td><input type="text"/></td> </tr> </table>  | 連絡担当者  | (フリガナ)  | <input type="text"/>                  | 氏名                                    | <input type="text"/>         | 部署                           | <input type="text"/>                   | 役職                             | <input type="text"/> | 電話番号                             | <input type="text"/> - <input type="text"/> - <input type="text"/> | メールアドレス                          | <input type="text"/> |                                     |  |  |  |                                      |  |  |  |                                   |                                |                                   |  |  |   |  |  |  |  |  |  |
| 連絡担当者                | (フリガナ)   |  | <input type="text"/>  |                                       |                                       |                              |                              |  |                                |                      |                                  |  |                                  |                      |                                     |  |  |  |                                      |  |  |  |                                   |                                |                                   |  |  |   |  |  |  |  |  |  |
|                      | 氏名   |  | <input type="text"/>  |                                       |                                       |                              |                              |  |                                |                      |                                  |  |                                  |                      |                                     |  |  |  |                                      |  |  |  |                                   |                                |                                   |  |  |   |  |  |  |  |  |  |
|                      | 部署   |  | <input type="text"/>  |                                       |                                       |                              |                              |  |                                |                      |                                  |  |                                  |                      |                                     |  |  |  |                                      |  |  |  |                                   |                                |                                   |  |  |   |  |  |  |  |  |  |
|                      | 役職   |  | <input type="text"/>  |                                       |                                       |                              |                              |  |                                |                      |                                  |  |                                  |                      |                                     |  |  |  |                                      |  |  |  |                                   |                                |                                   |  |  |   |  |  |  |  |  |  |
|                      | 電話番号   |  | <input type="text"/> - <input type="text"/> - <input type="text"/>            |                                       |                                       |                              |                              |  |                                |                      |                                  |  |                                  |                      |                                     |  |  |  |                                      |  |  |  |                                   |                                |                                   |  |  |   |  |  |  |  |  |  |
|                      | メールアドレス  | <input type="text"/>   |   |                                       |                                       |                              |                              |  |                                |                      |                                  |  |                                  |                      |                                     |  |  |  |                                      |  |  |  |                                   |                                |                                   |  |  |   |  |  |  |  |  |  |
| 9                    | <table border="1"> <tr> <td>法令違反</td> <td><input type="checkbox"/> 過去3年間に重大な法令違反がない。</td> </tr> </table>   | 法令違反   | <input type="checkbox"/> 過去3年間に重大な法令違反がない。                                    |                                       |                                       |                              |                              |  |                                |                      |                                  |  |                                  |                      |                                     |  |  |  |                                      |  |  |  |                                   |                                |                                   |  |  |   |  |  |  |  |  |  |
| 法令違反                 | <input type="checkbox"/> 過去3年間に重大な法令違反がない。   |  |   |                                       |                                       |                              |                              |  |                                |                      |                                  |  |                                  |                      |                                     |  |  |  |                                      |  |  |  |                                   |                                |                                   |  |  |   |  |  |  |  |  |  |

|    |            |                          |   |
|----|------------|--------------------------|---|
| 10 | 県税の納付状況    | <input type="checkbox"/> | 県税の未納がない。   |
| 11 | 暴力団等反社会的勢力 | <input type="checkbox"/> | 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号、以下「暴力団対策法」という。)第2条第2号に規定する暴力団に該当していない。                   |
|    |            | <input type="checkbox"/> | 代表者又はその役員等が暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(愛媛県暴力団排除条例(平成22年愛媛県条例第24号)第2条第3号に規定する暴力団員等を含む。)に該当していない。 |

|    |                          |  |
|----|--------------------------|--|
| 12 | <input type="checkbox"/> | <p>ひめボス宣言事業所スーパープレミアムの認証を受けた場合、奨励金の交付を申請します。</p> <p>※常時雇用する労働者が20人以上、300人以下の事業所のうち、奨励金支給を希望する場合はチェックをつけてください。<br/>(旧制度のひめボス宣言事業所の登録又はえひめ仕事と家庭の両立応援企業の認証を受けていた事業所等については、常時雇用する労働者数が20人未満であっても申請可能です。)</p> |
|----|--------------------------|--|

**実績確認 (すべて必須項目)**

|                          |  |                  |                      |                      |              |                      |                      |         |                      |                      |          |                      |   |
|--------------------------|--|------------------|----------------------|----------------------|--------------|----------------------|----------------------|---------|----------------------|----------------------|----------|----------------------|---|
| <input type="checkbox"/> | ひめボス宣言事業所として認証されているか。(みなし認証は不可)  |                  |                      |                      |              |                      |                      |         |                      |                      |          |                      |   |
|                          | 認証番号 <input type="text"/>  |                  |                      |                      |              |                      |                      |         |                      |                      |          |                      |   |
| <input type="checkbox"/> | 次に掲げる要件のうち、常時雇用する労働者の数が300人を超える事業所については3つ以上、300人以下の事業所については2つ以上満たしているか。  |                  |                      |                      |              |                      |                      |         |                      |                      |          |                      |   |
| <input type="checkbox"/> | 直近の事業年度における正社員に占める女性労働者の割合が国の定める産業ごとの平均値(平均値が4割を超える場合は4割)以上であること。  |                  |                      |                      |              |                      |                      |         |                      |                      |          |                      |   |
|                          | <table border="1"> <tr> <td>①全正社員数</td> <td><input type="text"/></td> <td>人</td> <td>②左記のうち女性正社員数</td> <td><input type="text"/></td> <td>人</td> <td>②/①×100</td> <td><input type="text"/></td> <td>%</td> <td>国の定める平均値</td> <td><input type="text"/></td> <td>%</td> </tr> </table>      | ①全正社員数           | <input type="text"/> | 人                    | ②左記のうち女性正社員数 | <input type="text"/> | 人                    | ②/①×100 | <input type="text"/> | %                    | 国の定める平均値 | <input type="text"/> | % |
| ①全正社員数                   | <input type="text"/>   | 人                | ②左記のうち女性正社員数         | <input type="text"/> | 人            | ②/①×100              | <input type="text"/> | %       | 国の定める平均値             | <input type="text"/> | %        |                      |   |
|                          | 上記の要件をクリアするために行った具体的な取組について記載してください。(未記入不可)  |                  |                      |                      |              |                      |                      |         |                      |                      |          |                      |   |
| <input type="checkbox"/> | 次の要件のうち、いずれか1つ以上を満たしているか。  |                  |                      |                      |              |                      |                      |         |                      |                      |          |                      |   |
| <input type="checkbox"/> | 直近の事業年度における正社員の女性労働者の平均継続勤続年数が国の定める産業ごとの平均値以上であること。  |                  |                      |                      |              |                      |                      |         |                      |                      |          |                      |   |
|                          | <table border="1"> <tr> <td>①全女性正社員の合計継続勤続年数</td> <td><input type="text"/></td> <td>年</td> <td>②女性正社員数</td> <td><input type="text"/></td> <td>人</td> <td>②/①×100</td> <td><input type="text"/></td> <td>年</td> <td>国の定める平均値</td> <td><input type="text"/></td> <td>年</td> </tr> </table> | ①全女性正社員の合計継続勤続年数 | <input type="text"/> | 年                    | ②女性正社員数      | <input type="text"/> | 人                    | ②/①×100 | <input type="text"/> | 年                    | 国の定める平均値 | <input type="text"/> | 年 |
| ①全女性正社員の合計継続勤続年数         | <input type="text"/>   | 年                | ②女性正社員数              | <input type="text"/> | 人            | ②/①×100              | <input type="text"/> | 年       | 国の定める平均値             | <input type="text"/> | 年        |                      |   |

雇用管理区分（職種、資格、雇用形態等の労働者の区分であって、当該区分に属している労働者について他の区分に属している労働者とは異なる雇用管理を行うことを予定して設定しているものをいう。以下、同じ。）ごとに算出した男性労働者（期間の定めのない労働契約を締結している者に限る。）の直近の事業年度における平均継続勤務年数に対する、雇用管理区分ごとに算出した女性労働者（期間の定めのない労働契約を締結している者に限る。）の直近の事業年度における平均継続勤務年数の割合がそれぞれ7割以上であること。

| 雇用管理区分 | ①女性労働者の平均継続年数 | ②男性労働者の平均継続年数 | 割合<br>(①/②×100) |
|--------|---------------|---------------|-----------------|
|        |               |               | %               |
|        |               |               | %               |
|        |               |               | %               |

上記の要件をクリアするために行った具体的な取組について記載してください。（未記入不可）

直近の事業年度における管理職に占める女性労働者の割合が国の定める産業ごとの平均値以上であること。

|        |   |              |   |         |   |          |   |
|--------|---|--------------|---|---------|---|----------|---|
| ①全管理職数 | 人 | ②左記のうち女性管理職数 | 人 | ②/①×100 | % | 国の定める平均値 | % |
|--------|---|--------------|---|---------|---|----------|---|

上記の要件をクリアするために行った具体的な取組について記載してください。（未記入不可）

直近の3事業年度において女性の正社員への転換実績又は正社員として再雇用し、再雇用後6箇月以上継続して就業していること。

|                               |    |   |   |   |                                       |    |
|-------------------------------|----|---|---|---|---------------------------------------|----|
| 正社員雇用日<br>(正社員への転換実績の場合は、転換日) | 西暦 | 年 | 月 | 日 | 奨励金申請時における雇用期間<br>(正社員への転換実績の場合は記載不要) | か月 |
| 前職離職日<br>(正社員への転換実績の場合は記載不要)  | 西暦 | 年 | 月 | 日 |                                       |    |

上記の要件をクリアするために行った具体的な取組について記載してください。（未記入不可）

次に掲げる全ての要件を満たしているか。

直近の事業年度における女性労働者の就業継続率（前々事業年度に出産した女性労働者のうち、子の1歳の誕生日まで在職（子の1歳の誕生日に育児休業を利用している者を含む。）している者の割合）が80%以上であること。

|                                    |  |   |                           |  |   |                    |  |   |
|------------------------------------|--|---|---------------------------|--|---|--------------------|--|---|
| ①前々事業年度に出産した女性労働者数（出産日に在職している者に限る） |  | 人 | ②左記のうち、子の1歳の誕生日まで在職している人数 |  | 人 | 就業継続率<br>(②/①×100) |  | % |
|------------------------------------|--|---|---------------------------|--|---|--------------------|--|---|

上記の要件をクリアするために行った具体的な取組について記載してください。（未記入不可）

直近の事業年度における男性労働者の育児休業取得率（配偶者が出産した男性労働者のうち育児休業（育児目的休暇を含む。以下この項目において同じ。）を通算して14日（勤務を要しない日を含む。）以上取得した者の割合）が100%であること。ただし、当面の間、育児休業を通算して5日以上（勤務を要しない日を含む。）取得した者の割合が100%であれば要件を満たしているものとして取り扱う。

|                         |  |   |                           |  |   |                  |  |   |
|-------------------------|--|---|---------------------------|--|---|------------------|--|---|
| ①直近の事業年度に配偶者が出産した男性労働者数 |  | 人 | ②左記のうち、規定の日数以上育児休業を取得した人数 |  | 人 | 取得率<br>(②/①×100) |  | % |
|-------------------------|--|---|---------------------------|--|---|------------------|--|---|

上記の要件をクリアするために行った具体的な取組について記載してください。（未記入不可）

# ひめボス宣言事業所 スーパープレミアム認証書

ロゴマーク

企業の名称 ○○株式会社

ひめボス宣言事業所認証制度要綱第11条の規定により、上記企業を「ひめボス宣言事業所スーパープレミアム」として認証します。

認証番号 第 号  
認証年月日 年 月 日

愛媛県知事

愛媛県知事 様

以下のとおり、提出します。

なお、この報告書および添付書類の記載事項は事実と相違ありません。

記

| 報告者情報（すべて必須項目） |            |                             |  |
|----------------|------------|-----------------------------|--|
| 1              | 事業所名       | (フリガナ)                      | <input type="text"/>   |
|                |            |                             | <input type="text"/>   |
| 2              | 認証番号       | <input type="text"/>        |  |
| 3              | 常時雇用する労働者数 | <input type="text"/> 名（うち女性 | <input type="text"/> 名、男性 <input type="text"/> 名）                  |
| 4              | 連絡担当者      | (フリガナ)                      | <input type="text"/>   |
|                |            | 氏 名                         | <input type="text"/>   |
|                |            | 部 署                         | <input type="text"/>   |
|                |            | 役 職                         | <input type="text"/>   |
|                |            | 電話番号                        | <input type="text"/> - <input type="text"/> - <input type="text"/> |
|                |            | メールアドレス                     | <input type="text"/>   |

報告内容 (すべて必須項目)

|                          |   |   |               |                           |              |               |                    |         |                                       |          |          |   |   |
|--------------------------|---|---|---------------|---------------------------|--------------|---------------|--------------------|---------|---------------------------------------|----------|----------|---|---|
| 5                        | <input type="checkbox"/>  | 次に掲げる要件のうち、常時雇用する労働者の数が300人を超える事業所については3つ以上、300人以下の事業所については2つ以上満たしているか。   |               |                           |              |               |                    |         |                                       |          |          |   |   |
|                          | <input type="checkbox"/>  | 直近の事業年度における正社員に占める女性労働者の割合が国の定める産業ごとの平均値（平均値が4割を超える場合は4割）以上であること。   |               |                           |              |               |                    |         |                                       |          |          |   |   |
|                          |   | ①全正社員数  |               | 人                         | ②左記のうち女性正社員数 |               | 人                  | ②/①×100 |                                       | %        | 国の定める平均値 |   | % |
|                          | <input type="checkbox"/>  | 次の要件のうち、いずれか1つ以上を満たしているか。   |               |                           |              |               |                    |         |                                       |          |          |   |   |
|                          | <input type="checkbox"/>  | 直近の事業年度における正社員の女性労働者の平均継続勤続年数が国の定める産業ごとの平均値以上であること。   |               |                           |              |               |                    |         |                                       | 国の定める平均値 |          |   | % |
|                          |   | ①全女性正社員の合計継続勤続年数  |               | 年                         | ②女性正社員数      |               | 人                  | ②/①×100 |                                       | 年        |          |   |   |
|                          | <input type="checkbox"/>  | 雇用管理区分（職種、資格、雇用形態等の労働者の区分であって、当該区分に属している労働者について他の区分に属している労働者とは異なる雇用管理を行うことを予定して設定しているものをいう。以下、同じ。）ごとに算出した男性労働者（期間の定めのない労働契約を締結している者に限る。）の直近の事業年度における平均継続勤務年数に対する、雇用管理区分ごとに算出した女性労働者（期間の定めのない労働契約を締結している者に限る。）の直近の事業年度における平均継続勤務年数の割合がそれぞれ7割以上であること。 |               |                           |              |               |                    |         |                                       |          |          |   |   |
|                          |   | 雇用管理区分  | ①女性労働者の平均勤続年数 |                           |              | ②男性労働者の平均勤続年数 |                    |         | 割合<br>(①/②×100)                       |          |          | % |   |
|                          |   |   |               |                           |              |               |                    |         |                                       |          |          | % |   |
|                          |   |   |               |                           |              |               |                    |         |                                       |          |          | % |   |
|                          | <input type="checkbox"/>  | 直近の事業年度における管理職に占める女性労働者の割合が国の定める産業ごとの平均値以上であること。  |               |                           |              |               |                    |         |                                       |          |          |   |   |
|                          |   | ①全管理職数  |               | 人                         | ②左記のうち女性管理職数 |               | 人                  | ②/①×100 |                                       | %        | 国の定める平均値 |   | % |
| <input type="checkbox"/> | 直近の3事業年度において女性の正社員への転換実績又は正社員として再雇用し、再雇用後6箇月以上継続して就業していること。   |   |               |                           |              |               |                    |         |                                       |          |          |   |   |
|                          | 正社員雇用日<br>(正社員への転換実績の場合は、転換日)   | 西暦  |               | 年                         |              | 月             |                    | 日       | 奨励金申請時における雇用期間<br>(正社員への転換実績の場合は記載不要) |          | か月       |   |   |
|                          | 前職離職日<br>(正社員への転換実績の場合は記載不要)  | 西暦  |               | 年                         |              | 月             |                    | 日       |                                       |          |          |   |   |
| <input type="checkbox"/> | 次に掲げる全ての要件を満たしているか。   |   |               |                           |              |               |                    |         |                                       |          |          |   |   |
| <input type="checkbox"/> | 直近の事業年度における女性労働者の就業継続率（前々事業年度に出生した女性労働者のうち、子の1歳の誕生日まで在職（子の1歳の誕生日に育児休業を利用している者を含む。）している者の割合）が80%以上であること。 |   |               |                           |              |               |                    |         |                                       |          |          |   |   |
|                          | ①前々事業年度に出生した女性労働者数（出生日に在職している者に限る）  |   | 人             | ②左記のうち、子の1歳の誕生日まで在職している人数 |              | 人             | 就業継続率<br>(②/①×100) |         |                                       | %        |          |   |   |

|                         |                                      |   |                           |  |   |                           |  |   |                  |  |   |
|-------------------------|--------------------------------------|---|---------------------------|--|---|---------------------------|--|---|------------------|--|---|
|                         | □                                    | <p>直近の事業年度における男性労働者の育児休業取得率（配偶者が出産した男性労働者のうち育児休業（育児目的休暇を含む。以下この項目において同じ。）を通算して14日（勤務を要しない日を含む。）以上取得した者の割合）が100%であること。ただし、当面の間、育児休業を通算して5日以上（勤務を要しない日を含む。）取得した者の割合が100%であれば要件を満たしているものとして取り扱う。</p>   |                           |  |   |                           |  |   |                  |  |   |
|                         |                                      | <table border="1"> <tr> <td data-bbox="199 331 518 414">①直近の事業年度に配偶者が出産した男性労働者数</td> <td data-bbox="518 331 630 414"></td> <td data-bbox="630 331 678 414">人</td> <td data-bbox="678 331 1005 414">②左記のうち、規定の日数以上育児休業を取得した人数</td> <td data-bbox="1005 331 1109 414"></td> <td data-bbox="1109 331 1157 414">人</td> <td data-bbox="1157 331 1380 414">取得率<br/>(②/①×100)</td> <td data-bbox="1380 331 1484 414"></td> <td data-bbox="1484 331 1559 414">%</td> </tr> </table> | ①直近の事業年度に配偶者が出産した男性労働者数   |  | 人 | ②左記のうち、規定の日数以上育児休業を取得した人数 |  | 人 | 取得率<br>(②/①×100) |  | % |
| ①直近の事業年度に配偶者が出産した男性労働者数 |                                      | 人   | ②左記のうち、規定の日数以上育児休業を取得した人数 |  | 人 | 取得率<br>(②/①×100)          |  | % |                  |  |   |
| 6                       | 要件を満たせなかった項目がある場合は、その理由を記載してください。    |   |                           |  |   |                           |  |   |                  |  |   |
| 7                       | 社内の女性活躍を推進するために行っている取組みについて記載してください。 |   |                           |  |   |                           |  |   |                  |  |   |
| 8                       | 仕事と家庭の両立のために社内で行っている取組みについて記載してください。 |   |                           |  |   |                           |  |   |                  |  |   |



# 令和5年度ひめボス宣言事業所等奨励金交付要領

## 第1章 総則

### (趣旨)

第1条 令和5年度ひめボス宣言事業所等奨励金（以下「奨励金」という。）の交付については、愛媛県補助金等交付規則（平成18年愛媛県規則第17号）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

### (目的)

第2条 県は、県内企業・事業所における女性活躍推進及び仕事と家庭生活の両立支援等の取組を支援するため、予算の範囲内で奨励金を交付するものとする。

### (定義)

第3条 この要領における定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) ひめボス宣言事業所とは、ひめボス宣言事業所認証制度要綱（以下「要綱」という。）第2条第2号に基づく認証を受けた事業所のことをいう。
- (2) ひめボス宣言事業所スーパープレミアムとは、要綱第2条第3号に基づく認証を受けた事業所のことをいう。
- (3) 育児休業とは、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）第2条第1号に規定する育児休業（産後パパ育休を含む。）をいう。
- (4) 育児目的休暇とは、育児・介護休業法第24条第1項に基づき各事業所が整備する、労働者の申出に基づく育児に関する目的のために利用することができる休暇をいう。

### (奨励金の対象事業所)

第4条 この要領において、奨励金の交付対象とする事業所（以下「対象事業所」という。）は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) ひめボス宣言事業所の認証を受けていること。ただし、要綱附則第4項及び第5項に基づくみなし認証を受けた事業所を除く。
- (2) 常時雇用する労働者が20人以上、300人以下の事業所であること。ただし、常時雇用する労働者が20人未満であり、かつ、令和5年3月31日までに愛媛県版イクボス「ひめボス」宣言賛同要領第3条に基づきひめボス宣言事業所として登録されている事業所、又はえひめ仕事と家庭の両立応援企業認証制度要綱第4条若しくは第10条に基づく認証を受けている企業についてはこの限りでない。
- (3) 国及び地方公共団体でないこと。
- (4) 過去3年間に重大な法令違反がないこと。
- (5) 県税の未納がないこと。

## 第2章 ひめボス宣言事業所（基本認証）への奨励金交付

### （奨励金の交付条件）

第5条 対象事業所が、別表1に掲げる女性活躍推進の取組のうちいずれか1つ以上、及び別表2に掲げる仕事と家庭の両立支援の推進の取組のうちいずれか1つ以上を実施し、当該取組の右欄に掲げる奨励金交付に必要な実績をそれぞれ満たした場合に、県の審査を経て奨励金を交付する。

2 前項の規定にかかわらず、対象事業所内に育児休業等の対象となる男性労働者がいないなどやむを得ない事情により、別表1及び別表2の両方に掲げる取組の実施が困難なときは、これらの表に掲げる取組のうちいずれか1つ以上を実施し、当該取組の右欄に掲げる奨励金交付に必要な実績を満たした場合に、県の審査を経て奨励金を交付する。

### （奨励金の額）

第6条 前条第1項における奨励金の交付額は、一対象事業所当たり20万円とし、1回限りの交付とする。

2 前条第2項における奨励金の交付額は、別表1に掲げる取組について一対象事業所当たり10万円、別表2に掲げる取組について一対象事業所当たり10万円とし、それぞれ1回限りの交付とする。

## 第3章 ひめボス宣言事業所スーパープレミアム（上位認証）への奨励金交付

### （奨励金の交付条件）

第7条 対象事業所が、ひめボス宣言事業所スーパープレミアムの認証を受けたときは、県の審査を経て奨励金を交付する。

### （奨励金の額）

第8条 前条における奨励金の交付額は、一対象事業所当たり100万円とし、1回限りの交付とする。

## 第4章 申請手続等

### （交付の申請）

第9条 奨励金の交付の申請をしようとする対象事業所（以下、「申請事業所」という。）は、知事が別途定める期日までに、ひめボス宣言事業所奨励金申請書（様式第1号）に別途定める必要書類を添付し、知事へ提出しなければならない。ただし、第7条に基づく奨励金の交付の申請をしようとする対象事業所については、ひめボス宣言事業所認証制度要綱第10条に基づく申請をもってこれに代えることができる。

(交付決定)

第10条 知事は、前条の申請があった場合は、その内容を審査の上、次に掲げるとおり交付決定又は不交付決定を行う。

- (1) 審査の上、適当と認められるときは、速やかに交付決定を行い、交付決定通知書により、当該交付決定の内容及びこれに付した条件について当該申請事業所に通知する。
- (2) 審査の上、適当と認められないときは、速やかに不交付決定を行い、不交付決定通知書により、当該不交付決定の内容及び理由について、当該申請事業所に通知する。

(奨励金の支払)

第11条 知事は、前条第1号に規定する奨励金の交付を決定した場合は、奨励金を支払うものとする。

(立入検査等)

第12条 知事は、奨励金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、申請事業所に対して報告をさせ、又は職員にその事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(申請書類等の保存)

第13条 奨励金の交付を受けた事業所は、本奨励金に係る申請書類等に関する証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を交付決定のあった日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(奨励金の返還)

第14条 知事は、申請事業所が、偽りその他不正の手段等により交付を受けた場合は、当該事業所に対して交付の決定を取り消すものとする。

- 2 知事は、前項により奨励金の交付決定を取り消した場合において、既に当該事業所に奨励金が支払われているときは、期限を付してその返還を命じる。
- 3 前項の奨励金の返還期限は、当該返還を命令された日から起算して20日以内とし、返還に係る手続は、所定の納付書によりその期日を指定して行う。

(加算金)

第15条 知事が前条第1項により奨励金の交付決定を取り消した場合において、前条第2項の規定により奨励金の返還を命じたときは、当該事業所は、当該命令に係る奨励金を受領した日から納付の日までの日数に応じ、当該奨励金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した加算金を納付しなければならない。

- 2 前項の規定により加算金の納付を命じた場合において、当該事業所の納付した金額が返還を命じた奨励金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた奨励金の額に充てる。
- 3 第1項の加算金の額の計算につき同項に規定する年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間については365日の割合とする。

(延滞金)

- 第16条 知事が奨励金の返還を命じた場合において、当該事業所が定められた納期日までにこれを納付しなかったときは、当該事業所は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- 2 前項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた奨励金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の基礎となる未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。
  - 3 前条第3項の規定は、第1項の延滞金について準用する。

(その他)

- 第17条 奨励金の交付に関するその他必要な事項は、この要領に定めるもののほか、奨励金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。

別表1 女性活躍推進

| 取組                               | 奨励金交付に必要な実績   |
|----------------------------------|---|
| 1 出産育児等で離職した女性の再雇用               | <p>次の1・2のいずれも満たしていること。</p> <p>1 育児・介護休業法第27条に基づく再雇用制度を整備し、社内規程又は就業規則に規定していること。</p> <p>2 令和5年4月1日以降に、出産育児等で離職した女性を正社員（短時間勤務正社員を含む）として再雇用し、6箇月以上（試用期間を含む）継続して就業していること。ただし、離職した事業所と再雇用した事業所が同一である場合に限る。</p>  |
| 2 職場環境の整備                        |   |
| (1) 更衣室や休憩室（休養室）、トイレなどの女性専用の施設整備 | <p>次の1・2のいずれも満たしていること。</p> <p>1 令和5年4月1日以降に施設整備を実施していること。</p> <p>2 施設整備を実施した事業年度とその直前の事業年度を比較して、女性の採用人数が増加していること。ただし、令和6年3月31日までの申請に限り、施設整備を実施した事業年度とその直前の事業年度を比較して、女性の内定人数が増加していれば要件を満たしているものとして取り扱う。</p>  |
| (2) 女性採用説明会の開催                   | <p>次の1・2のいずれも満たしていること。</p> <p>1 令和5年4月1日以降に女性採用説明会を実施していること。ただし、女性採用説明会については、一の雇用管理区分（職種、資格、雇用形態等の労働者の区分であって、当該区分に属している労働者について他の区分に属している労働者とは異なる雇用管理を行うことを予定して設定しているものをいう。以下、同じ。）において、女性労働者の割合が4割を下回っている場合などに限る。</p> <p>2 女性採用説明会を実施した事業年度とその直前の事業年度を比較して、女性の採用人数が増加していること。ただし、令和6年3月31日までの申請に限り、女性採用説明会を実施した事業年度とその直前の事業年度を比較して、女性の内定人数が増加していれば要件を満たしているものとして取り扱う。</p> |
| (3) リカレント教育制度の創設                 | <p>次の1～4のいずれか1つ以上を入れたリカレント教育制度の規定を社内規程又は就業規則に整備したうえで、令和5年4月1日以降を始期とするリカレント教育制度の活用実績が1名以上あること。</p> <p>1 学費や研修の費用の補助</p>  |

|  |   |
|--|---|
|  | <p>2 学習のための柔軟な勤務形態の導入<br/>（例：研修受講や自己啓発等に利用できる時短勤務制度、コアタイム制、フレックスタイム制等）</p> <p>3 学習のための休暇制度<br/>（例：研修受講や自己啓発等に利用できる週休3日・4日制や休暇・休業制度等）</p> <p>4 学習で退職する場合の復職支援<br/>（例：一定期間内であれば復帰可能等）</p> |
|--|---|

別表2 仕事と家庭の両立支援の推進

| 取組  | 奨励金交付に必要な実績   |
|---|---|
| 1 男性の育児休業等の取得日数の増加                          | 令和5年4月1日以降を始期とする育児休業等（育児目的休暇を含む。）を通算28日以上（勤務を要しない日を含む。）取得し、職場復帰した者がいること。  |
| 2 男性の育児休業取得率100%                            | 直近の事業年度に配偶者が出産した男性労働者のうち育児休業を取得した者の割合が100%であり、かつ育児休業を取得した者が2人以上であること。   |
| 3 育児・介護休業法の水準を上回る仕事と育児の両立支援に係る勤務制度又は休暇制度の整備 | <p>次の1・2のいずれも満たしていること。</p> <p>1 下記の（1）～（4）の全て、及び（5）～（9）のうち1つ以上について、小学校3年生までの子のために利用できる制度とし、就業規則等に規定していること。</p> <p>（1）所定外労働の制限（残業の免除）<br/>（2）時間外労働の制限（残業時間の制限）<br/>（3）所定労働時間の短縮措置<br/>（4）子の看護休暇<br/>（5）深夜業の制限<br/>（6）フレックスタイム制<br/>（7）始業・就業時間の繰上げ・繰下げ（時差出勤制度）<br/>（8）育児休業制度に準ずる措置<br/>（9）育児目的休暇</p> <p>2 令和5年4月1日以降を始期とする1の（1）～（9）のいずれかの利用実績があること。（ただし（1）～（8）については育児・介護休業法において措置を講じることが義務付けられた年齢を超える子のための利用実績に限る。）</p> |

愛媛県知事 様

以下のとおり、申請します。

なお、この申請書および添付書類の記載事項は事実と相違ありません。

| 申請者情報（すべて必須項目） |  |
|----------------|--|
| 1              | 法人番号<br>※法人番号が付与されていない場合は記載不要  |
| 2              | 事業所名<br>(フリガナ)   |
| 3              | 事業所所在地<br>〒 <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/>   |
| 4              | 事業所電話番号<br><input type="text"/> - <input type="text"/> - <input type="text"/>  |
| 5              | 業種<br>※いずれかにチェック<br><input type="checkbox"/> 農業・林業 <input type="checkbox"/> 漁業 <input type="checkbox"/> 鉱業、採石業、砂利採取業 <input type="checkbox"/> 建設業<br><input type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 電気・ガス・熱供給・水道業 <input type="checkbox"/> 情報通信業<br><input type="checkbox"/> 運輸業、郵便業 <input type="checkbox"/> 卸売業、小売業 <input type="checkbox"/> 金融業、保険業<br><input type="checkbox"/> 不動産業、物品賃貸業 <input type="checkbox"/> 学術研究、専門・技術サービス業<br><input type="checkbox"/> 宿泊業、飲食サービス業 <input type="checkbox"/> 生活関連サービス業、娯楽業<br><input type="checkbox"/> 教育、学習支援業 <input type="checkbox"/> 医療、福祉 <input type="checkbox"/> 複合サービス事業<br><input type="checkbox"/> サービス業（他に分類されないもの） <input type="checkbox"/> 公務（他に分類されるものを除く）<br><input type="checkbox"/> その他（ <input type="text"/> ） |
| 6              | 主な事業内容   |
| 7              | 代表者<br>役職  |
|                | (フリガナ)   |
|                | 氏名   |
| 8              | 連絡担当者<br>(フリガナ)  |
|                | 氏名   |
|                | 部署   |
|                | 役職   |
|                | 電話番号<br><input type="text"/> - <input type="text"/> - <input type="text"/>   |
|                | メールアドレス  |
| 9              | 重大な法令違反<br><input type="checkbox"/> 過去3年間に重大な法令違反がない   |

|    |                          |   |          |
|----|--------------------------|---|----------|
| 10 | 県税の納付状況                  | <input type="checkbox"/>  | 県税の未納がない |
| 11 | <input type="checkbox"/> | ひめボス宣言事業所として認証されている。(みなし認証は不可)  |          |
|    | 認証番号                     |   |          |
| 12 | <input type="checkbox"/> | 常時雇用する労働者が20人以上、300人以下の事業所である。<br>(旧制度のひめボス宣言事業所の登録又はえひめ仕事と家庭の両立応援企業の認証を受けていた事業所等については、常時雇用する労働者数が20人未満である場合もチェックをつけてください。)   |          |
|    |                          | 名 (うち女性   | 名、男性     |
|    |                          |   | 名)       |
| 13 | 取組項目                     | ①女性活躍推進メニュー<br><input type="checkbox"/> 出産育児等で離職した女性の再雇用<br><input type="checkbox"/> 更衣室や休憩室(休養室)、トイレなどの女性専用施設整備等<br><input type="checkbox"/> 女性採用説明会の開催<br><input type="checkbox"/> リカレント教育制度の創設 |          |
|    |                          | ②仕事と家庭の両立支援メニュー<br><input type="checkbox"/> 男性の育児休業等の取得日数の増加<br><input type="checkbox"/> 男性の育児休業取得率100%<br><input type="checkbox"/> 育児・介護休業法の水準を上回る仕事と育児の両立支援に係る勤務制度又は休暇制度の整備                     |          |



**【実績】 出産育児等で離職した女性の再雇用**

|   |   |  |                         |    |  |   |  |   |  |   |                |  |    |
|---|---|--|-------------------------|----|--|---|--|---|--|---|----------------|--|----|
| 1 | 再雇用者数※                                    |  | 名 ※正社員（短時間勤務正社員を含む）のみ計上 |    |  |   |  |   |  |   |                |  |    |
| 2 | <input type="checkbox"/>                  | 育児・介護休業法第27条に基づく再雇用制度を社内規程又は就業規則に整備したか。                          |                         |    |  |   |  |   |  |   |                |  |    |
|   | <input type="checkbox"/>                  | 出産育児を理由に貴社（グループ企業含む）を離職した女性を令和5年4月1日以降に正社員（短時間勤務正社員を含む）として雇用したか。 |                         |    |  |   |  |   |  |   |                |  |    |
|   | <input type="checkbox"/>                  | 再雇用後、6か月以上（試用期間を含む）継続勤務しているか。                                    |                         |    |  |   |  |   |  |   |                |  |    |
|   | <input type="checkbox"/>                  | 前職離職後、10年以内の再雇用であるか。   |                         |    |  |   |  |   |  |   |                |  |    |
| 3 | 再雇用者について                                  | ①  | 正社員雇用日                  | 西暦 |  | 年 |  | 月 |  | 日 | 奨励金申請時における雇用期間 |  | か月 |
|   |   |  | 前職離職日                   | 西暦 |  | 年 |  | 月 |  | 日 |                |  |    |
|   |   | ②  | 正社員雇用日                  | 西暦 |  | 年 |  | 月 |  | 日 | 奨励金申請時における雇用期間 |  | か月 |
|   |   |  | 前職離職日                   | 西暦 |  | 年 |  | 月 |  | 日 |                |  |    |
|   |   | ③  | 正社員雇用日                  | 西暦 |  | 年 |  | 月 |  | 日 | 奨励金申請時における雇用期間 |  | か月 |
|   |   |  | 前職離職日                   | 西暦 |  | 年 |  | 月 |  | 日 |                |  |    |
| 4 | 本要件をクリアするために行った具体的な取組について記載してください。（未記入不可） |  |                         |    |  |   |  |   |  |   |                |  |    |
|   |   |  |                         |    |  |   |  |   |  |   |                |  |    |

**【実績】 職場環境の整備**

**女性専用の施設の整備**

|   |                               |                          |     |                          |              |                          |     |                          |         |     |    |   |   |  |   |  |   |
|---|-------------------------------|--------------------------|-----|--------------------------|--------------|--------------------------|-----|--------------------------|---------|-----|----|---|---|--|---|--|---|
| 5 | 整備した施設の種類<br>※複数選択可           | <input type="checkbox"/> | 更衣室 | <input type="checkbox"/> | 休憩室<br>(休養室) | <input type="checkbox"/> | トイレ | <input type="checkbox"/> | その他 ( ) |     |    |   |   |  |   |  |   |
| 6 | 施設整備着工・完了日                    | 着工日                      | 令和  |                          | 年            |                          | 月   |                          | 日       | 完了日 | 令和 |   | 年 |  | 月 |  | 日 |
| 7 | 女性の採用人数                       | 西暦                       |     | 年度                       |              | 名                        | →   | 西暦                       |         | 年度  |    | 名 |   |  |   |  |   |
|   | 女性の内定人数<br>(採用人数で申請する場合は記載不要) | 西暦                       |     | 年度                       |              | 名                        | →   | 西暦                       |         | 年度  |    | 名 |   |  |   |  |   |
|   | 女性の応募人数<br>(採用人数で申請する場合は記載不要) | 西暦                       |     | 年度                       |              | 名                        | →   | 西暦                       |         | 年度  |    | 名 |   |  |   |  |   |

|                     |   |                          |                  |   |    |          |   |   |    |                        |  |    |  |   |
|---------------------|---|--------------------------|------------------|---|----|----------|---|---|----|------------------------|--|----|--|---|
| 8                   | 本要件をクリアするために行った具体的な取組について記載してください。（未記入不可） |                          |                  |   |    |          |   |   |    |                        |  |    |  |   |
|                     |   |                          |                  |   |    |          |   |   |    |                        |  |    |  |   |
| <b>女性採用説明会の開催</b>   |   |                          |                  |   |    |          |   |   |    |                        |  |    |  |   |
| 9                   | 女性採用説明会開催日                                | 令和                       |                  | 年 |    | 月        |   | 日 |    |                        |  |    |  |   |
| 10                  | 女性採用説明会で募集した雇用管理区分に属している従業員数              |                          |                  | 名 |    | うち女性従業員数 |   |   |    | 名                      |  |    |  |   |
| 11                  | 女性の採用人数                                   | 西暦                       |                  |   | 年度 |          | 名 | → | 西暦 |                        |  | 年度 |  | 名 |
|                     | 女性の内定人数<br>(採用人数で申請する場合は記載不要)             | 西暦                       |                  |   | 年度 |          | 名 | → | 西暦 |                        |  | 年度 |  | 名 |
|                     | 女性の応募人数<br>(採用人数で申請する場合は記載不要)             | 西暦                       |                  |   | 年度 |          | 名 | → | 西暦 |                        |  | 年度 |  | 名 |
| 12                  | 本要件をクリアするために行った具体的な取組について記載してください。（未記入不可） |                          |                  |   |    |          |   |   |    |                        |  |    |  |   |
|                     |   |                          |                  |   |    |          |   |   |    |                        |  |    |  |   |
| <b>リカレント教育制度の創設</b> |   |                          |                  |   |    |          |   |   |    |                        |  |    |  |   |
| 13                  | リカレント教育制度導入日                              | 西暦                       |                  |   | 年  |          | 月 |   | 日  | ※社内規則等に整備した日を記載してください。 |  |    |  |   |
| 14                  | 貴社で整備しているリカレント教育制度<br>※複数選択可              | <input type="checkbox"/> | 学費や研修の費用の補助      |   |    |          |   |   |    |                        |  |    |  |   |
|                     |   | <input type="checkbox"/> | 学習のための柔軟な勤務形態の導入 |   |    |          |   |   |    |                        |  |    |  |   |
|                     |   | <input type="checkbox"/> | 学習のための休暇制度       |   |    |          |   |   |    |                        |  |    |  |   |
|                     |   | <input type="checkbox"/> | 学習で退職する場合の復職支援   |   |    |          |   |   |    |                        |  |    |  |   |
| 15                  | 令和5年4月1日から申請時点までの利用人数                     |                          |                  | 名 |    |          |   |   |    |                        |  |    |  |   |
| 16                  | 本要件をクリアするために行った具体的な取組について記載してください。（未記入不可） |                          |                  |   |    |          |   |   |    |                        |  |    |  |   |
|                     |   |                          |                  |   |    |          |   |   |    |                        |  |    |  |   |

**【実績】 男性の育児休業等の取得日数の増加**

|                            |   |  |  |   |    |                       |       |    |    |    |                  |   |  |   |  |   |    |  |    |
|----------------------------|---|--|--|---|----|-----------------------|-------|----|----|----|------------------|---|--|---|--|---|----|--|----|
| 1                          | <input type="checkbox"/>                        | 令和5年4月1日以降を始期とする育児休業・休暇を通算28日以上（勤務を要しない日を含む）取得している男性労働者がいるか。 |  |   |    |                       |       |    |    |    |                  |   |  |   |  |   |    |  |    |
|                            | 育児休業等の対象となった子の生年月日                              |  |  |   | 西暦 |                       | 年     |    | 月  |    | 日                |   |  |   |  |   |    |  |    |
|                            | 取得期間（取得期間が6回以上に分割されている場合は取得期間を記載した別紙を添付してください。） |  |  |   |    |                       |       |    |    |    |                  |   |  |   |  |   |    |  |    |
|                            | 取得期間①   | 西暦   |  | 年 |    | 月                     |       | 日  | から | 西暦 |                  | 年 |  | 月 |  | 日 | まで |  | 日間 |
|                            | 取得期間②   | 西暦   |  | 年 |    | 月                     |       | 日  | から | 西暦 |                  | 年 |  | 月 |  | 日 | まで |  | 日間 |
|                            | 取得期間③   | 西暦   |  | 年 |    | 月                     |       | 日  | から | 西暦 |                  | 年 |  | 月 |  | 日 | まで |  | 日間 |
|                            | 取得期間④   | 西暦   |  | 年 |    | 月                     |       | 日  | から | 西暦 |                  | 年 |  | 月 |  | 日 | まで |  | 日間 |
|                            | 取得期間⑤   | 西暦   |  | 年 |    | 月                     |       | 日  | から | 西暦 |                  | 年 |  | 月 |  | 日 | まで |  | 日間 |
| 通算取得日数                     |   |  |  |   |    |                       |       |    |    |    |                  |   |  |   |  |   | 日間 |  |    |
| <input type="checkbox"/>   | 上記の者が育児休業・休暇取得後、職場復帰をしているか。                     |  |  |   |    |                       | 職場復帰日 | 西暦 |    | 年  |                  | 月 |  | 日 |  |   |    |  |    |
| 2                          | 本要件をクリアするために行った具体的な取組について記載してください。（未記入不可）       |  |  |   |    |                       |       |    |    |    |                  |   |  |   |  |   |    |  |    |
|                            |   |  |  |   |    |                       |       |    |    |    |                  |   |  |   |  |   |    |  |    |
| <b>【実績】 男性の育児休業取得率100%</b> |   |  |  |   |    |                       |       |    |    |    |                  |   |  |   |  |   |    |  |    |
| 3                          | <input type="checkbox"/>                        | 直近の事業年度に、男性労働者の育児休業取得率が100%であり、かつ育児休業を取得した者が2人以上であること。       |  |   |    |                       |       |    |    |    |                  |   |  |   |  |   |    |  |    |
|                            | ①直近の事業年度に配偶者が出産した男性労働者数                         |  |  |   | 人  | ②左記のうち育児休業を取得した男性労働者数 |       |    |    | 人  | 取得率<br>(②/①×100) |   |  | % |  |   |    |  |    |
| 4                          | <input type="checkbox"/>                        | 育児休業を取得した男性労働者が2人以上いるか。                                      |  |   |    |                       |       |    |    |    |                  |   |  |   |  |   |    |  |    |
| 5                          | 本要件をクリアするために行った具体的な取組について記載してください。（未記入不可）       |  |  |   |    |                       |       |    |    |    |                  |   |  |   |  |   |    |  |    |
|                            |   |  |  |   |    |                       |       |    |    |    |                  |   |  |   |  |   |    |  |    |

**【実績】 育児・介護休業法の水準を上回る仕事と育児の両立支援に係る勤務制度又は休暇制度の整備**

|        |   |  |  |                          |                      |   |  |   |    |    |  |   |  |   |  |   |    |
|--------|---|--|--|--------------------------|----------------------|---|--|---|----|----|--|---|--|---|--|---|----|
| 6      | <input type="checkbox"/>                  | 下記（１）～（４）の <u>全て</u> について小学校３年生までの子のために利用できる制度とし、就業規則等に規定しているか。  |  |                          |                      |   |  |   |    |    |  |   |  |   |  |   |    |
|        | <input type="checkbox"/>                  | （１）所定外労働の制限（残業の免除）   |  | <input type="checkbox"/> | （２）時間外労働の制限（残業時間の制限） |   |  |   |    |    |  |   |  |   |  |   |    |
|        | <input type="checkbox"/>                  | （３）所定労働時間の短縮措置   |  | <input type="checkbox"/> | （４）子の看護休暇            |   |  |   |    |    |  |   |  |   |  |   |    |
| 7      | <input type="checkbox"/>                  | 下記（５）～（９）の <u>いずれか１つ以上</u> について小学校３年生までの子のために利用できる制度とし、就業規則等に規定しているか。                                  |  |                          |                      |   |  |   |    |    |  |   |  |   |  |   |    |
|        | <input type="checkbox"/>                  | （５）深夜業の制限  |  | <input type="checkbox"/> | （６）フレックスタイム制         |   |  |   |    |    |  |   |  |   |  |   |    |
|        | <input type="checkbox"/>                  | （７）始業・就業時間の繰上げ・繰下げ（時差出勤制度）   |  | <input type="checkbox"/> | （８）育児休業制度に準ずる措置      |   |  |   |    |    |  |   |  |   |  |   |    |
|        | <input type="checkbox"/>                  | （９）育児目的休暇  |  |                          |                      |   |  |   |    |    |  |   |  |   |  |   |    |
| 8      | <input type="checkbox"/>                  | 下記（１）～（９）の <u>いずれか</u> について利用実績があるか。（（１）～（８）は <u>育児・介護休業法で措置を講じることが義務付けられた年齢を超える子</u> の育児のための利用実績に限る。） |  |                          |                      |   |  |   |    |    |  |   |  |   |  |   |    |
|        | <input type="checkbox"/>                  | （１）所定外労働の制限（残業の免除）   |  | <input type="checkbox"/> | （２）時間外労働の制限（残業時間の制限） |   |  |   |    |    |  |   |  |   |  |   |    |
|        | <input type="checkbox"/>                  | （３）所定労働時間の短縮措置   |  | <input type="checkbox"/> | （４）子の看護休暇            |   |  |   |    |    |  |   |  |   |  |   |    |
|        | <input type="checkbox"/>                  | （５）深夜業の制限  |  | <input type="checkbox"/> | （６）フレックスタイム制         |   |  |   |    |    |  |   |  |   |  |   |    |
|        | <input type="checkbox"/>                  | （７）始業・就業時間の繰上げ・繰下げ（時差出勤制度）   |  | <input type="checkbox"/> | （８）育児休業制度に準ずる措置      |   |  |   |    |    |  |   |  |   |  |   |    |
|        | <input type="checkbox"/>                  | （９）育児目的休暇  |  |                          |                      |   |  |   |    |    |  |   |  |   |  |   |    |
|        | 制度利用の対象となった子の生年月日                         |  |  | 西暦                       |                      | 年 |  | 月 |    | 日  |  |   |  |   |  |   |    |
| 制度利用期間 |   | 西暦   |  | 年                        |                      | 月 |  | 日 | から | 西暦 |  | 年 |  | 月 |  | 日 | まで |
| 9      | 本要件をクリアするために行った具体的な取組について記載してください。（未記入不可） |  |  |                          |                      |   |  |   |    |    |  |   |  |   |  |   |    |
|        |   |  |  |                          |                      |   |  |   |    |    |  |   |  |   |  |   |    |

## 基本認証必要書類

|                          |   |  |
|--------------------------|---|--|
| <input type="checkbox"/> | ひめボス事業所宣言書  |  |
| <input type="checkbox"/> | 労働保険年度更新申告書（受付印のあるもの）、労働保険概算・確定保険料申請書（労働保険事務組合が作成したもの）の写し                   |  |
| <input type="checkbox"/> | 労働局に提出した一般事業主行動計画策定届（受付印のあるもの）の写し   |  |
| <input type="checkbox"/> | 一般事業主行動計画（本文）の写し  |  |
| <input type="checkbox"/> | 一般事業主行動計画について、労働者への周知及び公表を行っていることを明らかにする書類                                  | ホームページの該当ページのコピー、社内で周知した文書や社内LANの該当ページの写し等 |
| <input type="checkbox"/> | 就業規則の写し、育児・介護休業等に関する規程、ハラスメント防止措置に関する規程又は周知文書、（締結している場合）育児・介護休業等に関する労使協定の写し |  |
| <input type="checkbox"/> | 育児休業申出等が円滑に行われるようにするため、育児・介護休業法に定める雇用環境の整備の措置を講じていることが分かる書類                 | 周知文書等の写し等                                  |

## 上位認証必要書類

|                          |  |   |
|--------------------------|--|---|
| <input type="checkbox"/> | 県税の納税証明書（県税等の未納がないことの証明）   |   |
| <input type="checkbox"/> | 労働局に提出した一般事業主行動計画策定届（受付印のあるもの）の写し  | 基本認証取得時から変更ない場合は不要  |
| <input type="checkbox"/> | 一般事業主行動計画（本文）の写し   | 基本認証取得時から変更ない場合は不要  |
| <input type="checkbox"/> | 正社員に転換したことが分かる書類（正社員転換実績の場合）   | 転換前後の労働条件通知書、辞令の写し等   |
| <input type="checkbox"/> | 過去に雇用保険被保険者として雇用されていたことを証明する書類（再雇用実績の場合）                                       | 雇用保険被保険者資格喪失確認通知書の写し、退職証明書等   |
| <input type="checkbox"/> | 正社員として新たに6か月以上雇用していることを証明する書類（再雇用実績の場合）  | 雇用保険資格取得等確認通知書の写し等  |
| <input type="checkbox"/> | 該当労働者の勤務実績が確認できる書類（正社員転換実績、再雇用実績の場合）   | 出勤簿、タイムカード、賃金台帳の写し等   |
| <input type="checkbox"/> | 前々事業年度に出産した女性労働者数及びその内、出産後1年以上就業を継続した女性労働者数が分かる書類<br>（出産した女性労働者の就業継続率80%以上の場合） | 前々事業年度に出産した女性労働者（出産日時時点で在職していた者に限る。）について、出産日、出産日から1年後の在職の有無（退職している場合は退職日も併せて）の一覧表等  |
| <input type="checkbox"/> | 出産日を証する書類<br>（出産した女性労働者の就業継続率80%以上の場合）   | 母子健康手帳の子の出生を証明する該当部分、出生届出受理証明書の写し、子の健康保険証の写し等<br>（上記の「前々事業年度に出産した女性労働者数及びその内、出産後1年以上就業を継続した女性労働者数が分かる書類」に記載されている出産日を証明するもののみ提出） |
| <input type="checkbox"/> | 出産後1年後まで就業を継続していることを証する書類<br>（出産した女性労働者の就業継続率80%以上の場合）                         | 育児休業承認書の写し、出勤簿又はタイムカードの写し、賃金台帳の写し等  |

|                          |  |  |
|--------------------------|--|--|
| <input type="checkbox"/> | <p>申請日の属する事業年度の直前の事業年度において配偶者が出産した男性労働者数に関する「申立書」<br/>(男性労働者の育児休業取得率100%の場合)</p> | <p>配偶者が出産した男性労働者の氏名、子の誕生日、育児休業の取得の有無、育児休業の取得期間が記載されているもの(事業主が任意の様式で作成したリストでも可)で、事業主がその内容が事実と相違ない旨を申立てているもの</p> |
| <input type="checkbox"/> | <p>育児休業申出書の写し等<br/>(男性労働者の育児休業取得率100%の場合)</p>                                    | <p>要綱第11条第3号イの要件(男性労働者の育児休業取得率100%)に係るもののみ提出</p>   |
| <input type="checkbox"/> | <p>子の生年月日を証する書類<br/>(男性労働者の育児休業取得率100%の場合)</p>                                   | <p>出生届出受理証明書の写し、子の健康保険証の写し等<br/>(要綱第11条第3号イの要件(男性労働者の育児休業取得率100%)に係るもののみ提出)</p>                                |
| <input type="checkbox"/> | <p>育児休業取得の実績を証する書類<br/>(男性労働者の育児休業取得率100%の場合)</p>                                | <p>出勤簿、タイムカードの写し等<br/>(要綱第11条第3号イの要件(男性労働者の育児休業取得率100%)に係るもののみ提出)</p>  |

## 基本認証奨励金必要書類

|                          |                          |  |
|--------------------------|--------------------------|--|
| <input type="checkbox"/> | 県税の納税証明書（県税等の未納がないことの証明） |  |
|--------------------------|--------------------------|--|

### 女性活躍推進メニュー

#### ① 出産育児等で離職した女性の再雇用

|                          |                                |  |
|--------------------------|--------------------------------|--|
| <input type="checkbox"/> | 就業規則等該当部分の写し                   | 育児・介護休業法第27条に基づく再雇用制度について規定している社内規程又は就業規則の写し               |
| <input type="checkbox"/> | 過去に雇用保険被保険者として雇用されていたことを証明する書類 | 雇用保険被保険者資格喪失確認通知書の写し、退職証明書等                                |
| <input type="checkbox"/> | 正社員として新たに6か月以上雇用していることを証明する書類  | 雇用契約書、労働条件通知書の写し等  |
| <input type="checkbox"/> | 離職理由に係る対象労働者の申出書               | 対象労働者の氏名、離職理由、離職年月日が記載されているもので、事業主がその内容が事実と相違ない旨を申し立てているもの |
| <input type="checkbox"/> | 該当労働者の勤務実績（6か月以上）が確認できる書類      | 出勤簿、タイムカード、賃金台帳の写し等  |

#### ② 更衣室や休憩室、トイレなどの女性専用の施設整備

|                          |   |                    |
|--------------------------|---|--------------------|
| <input type="checkbox"/> | 奨励金申請日の属する年度中及びその直前の年度中に新規採用した女性労働者が正社員として新たに雇用されたことが分かる書類（内定人数増加の実績で申請する場合は不要） | 雇用保険資格取得等確認通知書の写し等 |
| <input type="checkbox"/> | 契約書の写し（施設整備の工事等を外部に委託した場合のみ）  |                    |
| <input type="checkbox"/> | 施設整備の請求書及び領収書の写し又はその他支払証拠書類   |                    |
| <input type="checkbox"/> | 着工前、着工後の写真  |                    |



| ③女性採用説明会の開催              |   |   |
|--------------------------|---|---|
| <input type="checkbox"/> | 奨励金申請日の属する年度中及びその直前の年度中に新規採用した女性労働者が正社員として新たに雇用されたことが分かる書類<br>(内定人数増加の実績で申請する場合は不要) | 雇用保険資格取得等確認通知書の写し等  |
| <input type="checkbox"/> | 女性採用説明会を実施したことが分かる書類  | 女性採用説明会のパンフレット、チラシ等   |
| ④リカレント教育制度の創設            |   |   |
| <input type="checkbox"/> | 就業規則等該当部分の写し  | 次の1～4のいずれか1つ以上を入れたリカレント教育制度の規定を盛り込んだ社内規程又は就業規則の写し<br>1.学費や研修の費用の補助<br>2.学習のための柔軟な勤務形態の導入<br>(例：研修受講や自己啓発等に利用できる時短勤務制度、コアタイム制、フレックスタイム制等)<br>3.学習のための休暇制度<br>(例：研修受講や自己啓発等に利用できる週休3日・4日制や休暇・休業制度等)<br>4.学習で退職する場合の復職支援<br>(例：一定期間内であれば復帰可能等) |
| <input type="checkbox"/> | 制度利用の実績が分かる書類   | 研修報告書等  |
| <input type="checkbox"/> | 労働者から提出されたリカレント教育制度の利用申出書の写し  |   |
| 仕事と家庭の両立支援の推進メニュー        |   |   |
| ①男性の育児休業等の取得日数の増加        |   |   |
| <input type="checkbox"/> | 育児休業申出書、育児のための休業・休暇制度の利用申出書の写し等   |   |
| <input type="checkbox"/> | 子の生年月日を証する書類  | 出生届出受理証明書、子の健康保険証の写し等   |

|   |  |   |
|---|--|---|
| <input type="checkbox"/>                          | 育児休業等の取得及び復帰の実績を証する書類                          | 出勤簿、タイムカード等の写し等   |
| <b>②男性の育児休業取得率100%</b>                            |  |   |
| <input type="checkbox"/>                          | 申請日の属する事業年度の直前の事業年度において配偶者が出産した男性労働者数に関する「申立書」 | 配偶者が出産した男性労働者の氏名、子の誕生日、育児休業の取得の有無、育児休業の取得期間が記載されているもの（事業主が任意の様式で作成したリストでも可）で、事業主がその内容が事実と相違ない旨を申立てているもの |
| <input type="checkbox"/>                          | 育児休業申出書の写し等                                    |   |
| <input type="checkbox"/>                          | 子の生年月日を証する書類                                   | 出生届出受理証明書、子の健康保険証の写し等   |
| <input type="checkbox"/>                          | 育児休業取得の実績を証する書類                                | 出勤簿、タイムカードの写し等  |
| <b>③育児・介護休業法の水準を上回る仕事と育児の両立支援に係る勤務制度又は休暇制度の整備</b> |  |   |
| <input type="checkbox"/>                          | 就業規則該当部分の写し                                    |   |
| <input type="checkbox"/>                          | 制度利用の対象となる子の年齢を確認できる書類                         | 子の健康保険証の写し等   |
| <input type="checkbox"/>                          | 労働者から提出された各制度の利用申出に係る書類                        | 各制度の利用申出書の写し等   |
| <input type="checkbox"/>                          | 各制度の利用実績が確認できる書類                               | 出勤簿、タイムカード、勤務シフト表の写し等   |

# ひめボス宣言事業所認証制度について

県では人口減少対策、女性活躍、仕事と家庭の両立支援に本気で取り組むため、愛媛県版イクボス「ひめボス宣言事業所」と「えひめ仕事と家庭の両立応援企業」を統合した、新しいひめボス宣言事業所認証制度をスタートします。

新しい認証制度には、基本認証と上位認証の2種類があります。

## 1 対象

県内に本社又は主たる事業所を有して事業活動を行う企業や事業所等が対象となります。ただし、支店や支社単位で申請をすることはできません。本社が申請を行い認証を受けることで、その認証の効力が支社にも及ぶことになります。

なお、県外に本社があり、県内に支社等を有している場合も申請することが可能です。この場合も県外の本社が申請を行うことになります。

※次世代法や女性活躍推進法に係る一般事業主行動計画を策定している一般事業主単位で申請を行う、と考えていただければ分かりやすいと思います。

## 2 基本認証：ひめボス宣言事業所

### ○主な要件

- ひめボス事業所宣言書への署名
- 次世代法及び女性活躍推進法に係る一般事業主行動計画の策定、労働局への届出及び公表、労働者への周知を行っていること。
- 育児・介護休業法の基準を満たす次の制度又は措置を就業規則又は労働協約等に整備していること。
  - ①育児休業    ②介護休業    ③子の看護休暇    ④介護休暇
  - ⑤育児・介護のための所定外労働の制限
  - ⑥育児・介護のための時間外労働の制限    ⑦育児・介護のための深夜業の制限
  - ⑧育児・介護のための所定労働時間の短縮等の措置
- 育児休業等の制度の個別周知及び意向確認を行っていること。
- 育児休業の申出が円滑に行われるようにするための雇用環境の整備について、育児・介護休業法に定める次の措置を1つ以上講じていること。

- ①育児休業に関する研修の実施
  - ②育児休業に関する相談体制の整備（相談窓口設置）
  - ③自社の育児休業取得事例の収集と提供
  - ④育児休業の制度と取得促進に関する方針の周知
- パワハラ、セクハラ、妊娠、出産等に関するハラスメントの禁止、行為者に対する対処内容について就業規則や服務規律等に規定していること。

## ○奨励金

基本認証を取得した事業所等（常時雇用する労働者が20人以上、300人以下である事業所等のみ）のうち、下記の女性活躍推進メニュー（1～4）及び仕事と家庭の両立支援の推進メニュー（5～7）からそれぞれ1つずつ実績を上げる等、要件をクリアすることで、奨励金（20万円）の交付を受けることができます。

※やむを得ない理由により片方のメニューのみの実績しか上げられなかった場合は、10万円の奨励金の交付を受けることが可能です。

※常時雇用する労働者が20人未満の事業所等であっても、令和5年3月31日までに旧制度のひめボス宣言事業所の登録又はえひめ仕事と家庭の両立応援企業の認証を受けている場合には奨励金の対象事業所となります。

## ◇ 女性活躍推進メニュー

### （1）出産育児等で離職した女性の再雇用

- ・ 再雇用制度を整備し、社内規程等に規定していること。
- ・ R5.4.1以降に出産育児等で離職した女性を再雇用し、6か月以上継続勤務していること。

### （2）更衣室や休憩室、トイレなどの女性専用の施設整備

- ・ R5.4.1以降に女性用トイレ等の施設を整備していること。
- ・ 施設整備を実施した事業年度とその直前の事業年度を比較して、女性の採用人数が増加していること。

※R6.3.31までの申請に限り、女性の内定人数が増加していれば要件を満たしているものとして取り扱います。

### （3）女性採用説明会の開催

- ・ R5.4.1以降に女性採用説明会を実施していること。

※女性採用説明会の募集対象としている雇用管理区分において、女性労働者の割合が4割を下回っ

ている場合等に限りです。

- ・ 女性採用説明会を実施した事業年度とその直前の事業年度を比較して、女性の採用人数が増加していること。

※R6.3.31までの申請に限り、女性の内定人数が増加していれば要件を満たしているものとして取り扱います。

#### (4) リカレント教育制度の創設

- ・ 次のいずれか1つ以上を入れたリカレント教育制度の規定を社内規程等に整備し、R5.4.1以降を始期とするリカレント教育制度の活用実績が1名以上あること。

- ①学費や研修の費用補助
- ②研修や自己啓発等に利用できる時短勤務制度等、学習のための柔軟な勤務形態の導入
- ③学習のための休暇制度
- ④学習で退職する場合の復職支援

#### ◇ 仕事と家庭の両立支援の推進メニュー

#### (5) 男性の育児休業等の取得日数の増加

- ・ R5.4.1以降を始期とする育児休業等を通算28日以上取得し、職場復帰した者がいること。

#### (6) 男性の育児休業取得率100%

- ・ 直近の事業年度に配偶者が出産した男性労働者のうち、育児休業を取得した者の割合が100%であること。(育児休業を取得した者が2人以上である必要がある。)

#### (7) 育児・介護休業法の水準を上回る仕事と育児の両立支援に係る勤務制度又は休暇制度の整備

- ・ 次の①～④の全てと、⑤～⑨のうち1つ以上を、小学校3年生までの子のために利用できる制度として就業規則等に規定していること。

- ①所定外労働の制限(残業の免除)      ②時間外労働の制限(残業時間の制限)
- ③所定労働時間の短縮措置      ④子の看護休暇      ⑤深夜業の制限
- ⑥フレックスタイム制      ⑦始業・就業時間の繰上げ・繰下げ(時差出勤制度)
- ⑧育児休業制度に準ずる措置      ⑨育児目的休暇

- ・ R5.4.1以降を始期とする上記①～⑨のいずれかの利用実績があること。(ただし、①～⑧については育児・介護休業法において措置を講じることが義務付けられた年齢を

超える子のための利用実績に限る。)

### 3 上位認証：ひめボス宣言事業所スーパープレミアム

#### ○主な要件

次の①～④のうち2つ以上（常時雇用する労働者が301人以上いる場合は3つ以上）、⑤及び⑥を満たしていること。（県が別途定める審査会において審査の上認証します。）

- ①女性労働者の割合が国の定める平均値※以上
- ②女性労働者の平均勤続年数が国の定める平均値※以上、又は「女性労働者の平均勤続年数」÷「男性労働者の平均勤続年数」が雇用管理区分ごとにそれぞれ7割以上
- ③女性の非正規から正規職員への転換実績、又は過去に在籍した女性の正規職員再雇用実績
- ④女性管理職の割合が国の定める平均値※以上
- ⑤出産した女性労働者の就業継続率80%以上
- ⑥男性労働者の育児休業等取得率100%（育児目的休暇も対象。取得日数は通算2週間以上（ただし当面、経過措置として5日以上）。）

※国の定める平均値：女性活躍推進法に関する厚生労働省通知で定める産業ごとの平均値

#### ○奨励金

常時雇用する労働者が20人以上、300人以下の事業所等は、上位認証を取得した場合、奨励金100万円が交付されます。

※常時雇用する労働者が20人未満の事業所等であっても、令和5年3月31日までに旧制度のひめボス宣言事業所の登録又はえひめ仕事と家庭の両立応援企業の認証を受けている場合には奨励金の対象事業所となります。

### 4 申請方法

認証や奨励金の申請は専用のウェブサイト上でのオンライン申請により行ってください。

申請受付開始は8月1日を予定しています。

### 5 留意事項

その他、詳しい要件等については、ひめボス宣言事業所認証制度要綱等やQ&Aにてご  
確認ください。

## ひめボス宣言事業所Q&A

### 基本認証について

Q1 令和4年度まで「ひめボス宣言事業所」として登録されていましたが、新しい「ひめボス宣言事業所」となるには何か手続きが必要ですか？

A1 令和4年度末までに「ひめボス宣言事業所」として登録されている事業所については、自動的に新しい「ひめボス宣言事業所」となります。（以下、「みなし認証」という。）  
ただし、みなし認証については、令和8年3月31日までが認証の有効期限であり、その期限が過ぎると「ひめボス宣言事業所」を名乗ることができなくなります。  
そのため、期限前にひめボス宣言事業所認証制度要綱（以下、「要綱」という。）第4条に基づく認証（以下、「基本認証」という。）を取得していただきますようお願いします。

Q2 令和4年度まで「えひめ仕事と家庭の両立応援企業」として認証されていましたが、新しい「ひめボス宣言事業所」となるには何か手続きが必要ですか？

A2 令和4年度末までに「えひめ仕事と家庭の両立応援企業」として認証されている事業所については、自動的に新しい「ひめボス宣言事業所」となります。（以下、「みなし認証」という。）  
ただし、みなし認証については、えひめ仕事と家庭の両立応援企業の認証書に記載されている有効期限（令和8年3月31日を超える場合には同日）までが認証の有効期限であり、その期限を過ぎると「ひめボス宣言事業所」を名乗ることができなくなります。  
そのため、期限前に基本認証を取得していただきますようお願いします。



## ひめボス宣言事業所Q&A

Q3

県内に本社のほか、支店、営業所など複数の事業所がありますが、それぞれの支店や営業所からも申請が必要ですか？

A3

県内に本社又は事業所を有して事業活動を行う者が対象となり、申請は一般事業主（一般事業主行動計画を提出している者）単位で行います。支店・支社単位での認証は行いません。本社が認証を受けることにより、それが支店・支社にも及ぶことになります。

Q4

愛媛県内に支社があり、県外に本社がある場合、申請することは可能ですか？

A4

申請することが可能です。申請については県外の本社から行っていただき、県外にある本社が認証を受けることにより、それが県内の支社にも及ぶことになります。

Q5

「みなし認証」を受けている場合には、ひめボス宣言事業所認証書の交付をうけることはできませんか。

A5

「みなし認証」のみを受けている場合には、認証書の交付を行うことはできません。また、新しいロゴマークを使用することもできません。なお、旧制度のロゴは最大令和8年3月31日までは使用できます。

認証書の交付を受けたい場合や新しいロゴマークを使用したい場合には、要綱第4条の基準を満たしたうえで申請を行い、ひめボス宣言事業所として認証される必要があります。

## ひめボス宣言事業所Q&A

|    |   |
|----|---|
| Q6 | 一般事業主行動計画の期間がもう少しで切れますが、申請可能ですか。  |
| A6 | <p>申請時点で、期間内であれば申請可能です。ただし、認証後に行動計画の期間が切れた場合は、引き続き新たな行動計画の策定、労働局への提出を行っていただくとともに、基本認証の更新の際や、奨励金申請をする際には新たな行動計画を提出していただく必要があります。</p>   |
| Q7 | 当社は、プラチナくるみんを取得しているため、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定が免除されています。この場合、何を提出すればよいでしょうか？  |
| A7 | <p>一般事業主行動計画の策定が免除されている場合には、その代わりに「次世代育成支援対策の実施状況」について公表している必要がありますので、公表していることが分かる書類（該当するホームページのコピー等）の提出をお願いします。なお、インターネット上で公表している場合は、公表先のURLを申請書様式の「公表場所」に記載することで、添付書類に代えることができます。</p> <p>プラチナえるぼしを取得しているため、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定が免除されている場合についても、「女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況」について公表している必要がありますので、公表していることが分かる書類（該当するホームページのコピー等）の提出をお願いします。なお、こちらについてもインターネット上で公表している場合は、公表先のURLを申請書様式の「公表場所」に記載することで、添付書類に代えることができます。</p> |
| Q8 | 「常時雇用する労働者」とは、どのような者を指しますか？   |
| A8 | <p>「常時雇用する労働者」とは、雇用契約の形態を問わず、次に該当する者をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①期間の定めなく雇用されている者</li><li>②一定の期間を定めて雇用されている者であって、下記のいずれかに該当する者<ul style="list-style-type: none"><li>・過去1年以上の期間について引き続き雇用されている者</li><li>・雇入れの時から1年以上引き続き雇用されると見込まれる者</li></ul></li></ul> <p>※派遣社員は含まれません。</p>  |

## ひめボス宣言事業所Q&A

Q9

一定の範囲の労働者を育児休業制度等の対象から除外していますが、認証要件を満たしますか？

A9

育児・介護休業法に基づき一定の範囲の労働者を育児休業制度等の対象から除外している場合は、必要な労使協定が締結されていることが確認できれば認証要件を満たすものとして取り扱いますので、労使協定の写しを提出してください。

## ひめボス宣言事業所Q&A

| 上位認証について |  |
|----------|--|
| Q1       | 「みなし認証」を受けている状態で、ひめボス宣言事業所スーパープレミアムの認証申請をすることはできますか？   |
| A1       | 「みなし認証」のみを受けている事業所については、そのままではひめボス宣言事業所スーパープレミアムの認証申請をすることはできません。<br>基本認証を受けたうえで、申請していただく必要があります。  |
| Q2       | 上位認証の基準に、「雇用管理区分ごとに算出した男性労働者の直近の事業年度における平均継続勤務年数に対する、雇用管理区分ごとに算出した女性労働者の直近の事業年度における平均継続勤務年数の割合がそれぞれ7割以上であること」とありますが、「雇用管理区分」とは何ですか？  |
| A2       | 「雇用管理区分」とは、職種、資格、雇用形態等の労働者の区分であって、当該区分に属している労働者について他の区分に属している労働者とは異なる雇用管理を行うことを予定して設定しているものをいいます。雇用管理区分が同一かの判断にあたっては、従事する職務の内容や人事異動（転勤、昇進・昇格を含む。）の幅や頻度において他の区分に属する労働者との間に、客観的・合理的な違いが存在しているかによって判断してください。<br><br>例：総合職、エリア総合職、一般職 / 正社員、契約社員、パートタイム労働者など |
| Q3       | 「正社員」とはどのようなものを指しますか。  |
| A3       | 「正社員」とは、短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律第2条の「通常の労働者」をいいます。<br>「通常の労働者」とは、いわゆる正規型の労働者をいい、社会通念に従い、当該労働者の雇用形態、賃金形態等（例えば、労働契約の期間の定めがなく、長期雇用を前提とした待遇を受けるものであるか、賃金の主たる部分の支給形態、賞与、定期的な昇給又は昇格の有無）を総合的に勘案して判断します。   |

## ひめボス宣言事業所Q&A

Q4 「管理職」とはどのようなものを指しますか？

ここでいう「管理職」とは「課長級」と「課長級より上位の役職（役員を除く）」にある労働者の合計となります。

○課長級（次のいずれかに該当する者）

- A4
- ・事業所で通常「課長」と呼ばれている者であって、2係以上の組織からなり、若しくは、その構成員が10人以上(課長含む)の長
  - ・同一事業所において、課長の他に、呼称、構成員に関係なく、その職務の内容及び責任の程度が「課長級」に相当する者（ただし、一番下の職階ではないこと）

Q5 国の定める平均値とは何ですか？

厚生労働省が発出している「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定制度に係る基準における「平均値」について」の通知に記載されている数値になります。

A5

令和5年度の申請にあたっては、令和5年5月31日付けの通知に記載されている平均値が基準となります。

Q6 上位認証を取得しましたが、基本認証の更新日が来たら手続きを行う必要がありますか？

A6 上位認証を取得した場合は、基本認証の有効期限は適用されなくなるため、基本認証の更新の手続きを行っていただく必要はありません。

ただし、上位認証については、有効期間の定めはありませんが、年1回以上定期的に、認証要件に係る数値の実績報告が必要となります（要綱第13条）。



## ひめボス宣言事業所Q&A

Q9

上位認証の基準のうち、男性の育児休業取得率100%について、育児休業は取得していないが、育児目的休暇を通算5日以上取得している場合の取扱いはどのようになりますか？

A9

5日以上の育児目的休暇が就業規則等に規定されている事業所で当該育児目的休暇を通算5日以上取得している場合は、育児休業を取得していても育児休業を取得した者として取り扱います。なお、年次有給休暇は取得日数のカウントには含まれませんので御注意ください。

また、育児目的休暇と育児休業の両方を取得している場合は、両方の取得日数が通算して5日以上であれば育児休業を取得した者として取り扱います。

Q10

上位認証の基準のうち、男性の育児休業取得率100%について、育児休業と産後パパ育休の両方を取得している場合、取得日数を通算してカウントしてもよいでしょうか？

A10

育児休業と産後パパ育休の両方を取得している場合は、両方の取得日数を通算してカウントします。

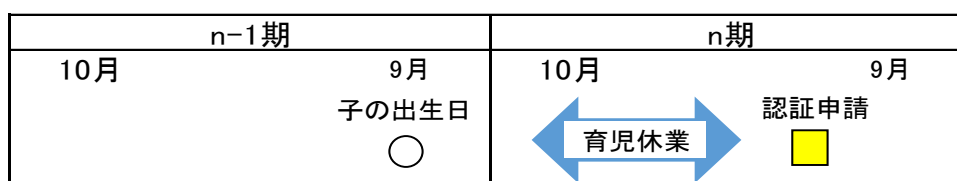
Q11

上位認証の基準のうち、男性の育児休業取得率100%について、配偶者が出産したのは直近の事業年度中であるが、育児休業の取得時期が次の事業年度である場合も育児休業を取得したものとして取り扱うのか？

A11

育児休業を取得した時期については、直近の事業年度内である必要はありません。

例えば、事業年度が10月始まり9月終わりの事業所において、9月20日に配偶者が出産した男性労働者が、10月1日以降に通算5日以上の育児休業を取得した場合も育児休業を取得した者として取り扱います。



## ひめボス宣言事業所Q&A

Q12

上位認証について、要綱11条に、別途定める審査会において審査の上適当と認める者を認証するとありますが、どのような観点で審査されるのですか？

A12

特に上位認証については、要件の達成のほか、「要件達成等にかかるプロセスが他企業・事業所にとってモデルとなるか」、「スーパープレミアム認証取得後も取組みを継続し、他企業・事業所を牽引するなど県内に広く影響を及ぼしていくことができるか」などの観点から、審査会において総合的に審査させていただきます。



## ひめボス宣言事業所Q&A

### 奨励金（共通）について

Q1

奨励金の申請を考えています。女性活躍推進メニューについては要件を達成しているのですが、仕事と家庭の両立支援メニューについては、育児休業等の対象となる男性労働者がおらず、達成することができません。この場合、奨励金の申請を行うことはできませんか？

A1

事業所内に育児休業等の対象となる男性労働者がいないなどやむを得ない事情により、要領別表1及び別表2の両方に掲げる取組みの実施が困難である場合には、どちらか一方の達成をもって、申請を行うことが可能です。  
ただし、その場合の奨励金交付額は1事業所当たり10万円となります。

Q2

当初、育児休業の対象となる男性労働者がいなかったため、女性活躍推進メニューのみ要件を達成し、それをもって奨励金申請を行い、10万円の交付を受けました。翌年度、育児休業対象の男性労働者がいたため、仕事と家庭の両立支援メニューの要件を達成することができました。この場合、奨励金の申請を行うことはできますか。

A2

申請可能です。  
この場合の交付額は1事業所当たり10万円となります。  
ただし、最初に申請した時と同じメニューの申請はできませんのでご注意ください。  
(例：最初、女性活躍推進メニューの要件のみを達成し、奨励金を受け取った時は、その後、仕事と家庭の両立支援メニューの要件を達成した場合に、奨励金の申請が可能。)

Q3

「みなし認証」を受けている状態で、基本認証の奨励金の申請をすることはできますか？

A3

「みなし認証」のみを受けている事業所については、そのままでは基本認証の奨励金の申請をすることはできません。  
基本認証を受けただうえで、申請していただく必要があります。

## ひめボス宣言事業所Q&A

### 奨励金（基本認証\_女性活躍推進メニュー）について

Q1 出産育児等で離職した女性については、再雇用するのは別会社を出産等で離職した人でも構わないのでしょうか？

A1 離職した会社と再雇用した会社が同一である必要があります。  
ただし、離職した会社と同じグループ会社内での再雇用の場合も含まれます。

Q2 出産育児等で離職した女性について、離職日から再雇用までの年数に制限はありますか。

A2 対象労働者が離職日から10年以内に再雇用されている必要があります。

Q3 再雇用する時期は、令和5年4月1日以前でも認められるのでしょうか。また、再雇用する女性は非正規として採用した場合もカウントの対象となるのでしょうか？

A3 令和5年4月1日以降に再雇用し、6か月以上継続して就業している必要があります。  
また、正社員（短時間勤務正社員含む）として採用し6か月以上継続勤務している必要がありますので、非正規で採用した場合には対象となりません。  
ただし、当初非正規で採用した場合でも、令和5年4月1日以降に正社員に転換した後、6か月以上継続勤務している場合は対象となります。

## ひめボス宣言事業所Q&A

Q4 施設整備については、例えばどのようなものが対象となるのでしょうか？

A4 女性用のトイレ、更衣室、休憩室などの女性専用の施設が対象となります。

Q5 施設整備については、契約、着工、完成、どの段階を指すのでしょうか？

A5 着工日が、令和5年4月1日以降である場合が申請の対象となります。

Q6 「直近の事業年度における正社員の女性労働者の平均継続勤続年数」の算出方法について教えてください。

A6 直近の事業年度末時点に在籍している正社員の女性労働者の平均勤続年数を算出してください。（それまでの継続勤務年数が明確でない場合は、改正労働契約法の施行日である平成25年4月1日から直近の事業年度まで勤務継続していることとして差し支えありません。）ただし、当初非正規で雇用されていた労働者で、正社員に転換した者がいる場合については、非正規で雇用されていた期間についても原則含みます。

## ひめボス宣言事業所Q&A

|    |   |
|----|---|
| Q7 | 「直近の事業年度における管理職に占める女性労働者の割合」の算出方法について教えてください。   |
| A7 | <p>直近の事業年度末時点における管理職に占める女性労働者の割合を算出してください。<br/>なお、ここでいう「管理職」とは「課長級」と「課長級より上位の役職（役員を除く）」にある労働者の合計となります。</p> <p>○課長級（次のいずれかに該当する者）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・事業所で通常「課長」と呼ばれている者であって、2係以上の組織からなり、若しくは、その構成員が10人以上(課長含む)の長</li><li>・同一事業所において、課長の他に、呼称、構成員に関係なく、その職務の内容及び責任の程度が「課長級」に相当する者（ただし、一番下の職階ではないこと）</li></ul> |
| Q8 | リカレント教育制度の創設について、学費や研修の費用の補助の制度を創設することを考えているのですが、全額補助でなければ対象となりませんか。  |
| A8 | 学費や研修の費用を一部補助する制度でも対象となります。   |
| Q9 | 女性採用説明会について、一の雇用管理区分において、女性労働者の割合が4割を下回っている場合などに限るとなっていますが、なぜですか。   |
| A9 | 女性労働者の割合が4割を下回っていない雇用管理区分において、募集又は採用に当たって、情報の提供について女性に有利な取扱いを行った場合、男女雇用機会均等法に違反するためです。  |

## ひめボス宣言事業所Q&A

### 奨励金（基本認証\_仕事と家庭の両立支援メニュー）について

Q1 育児休業期間中に勤務をした場合の取扱いを教えてください。

A1

育児休業中に就労することは想定されていませんが、労使の話し合いにより、子の養育をする必要がない期間に限り、一時的・臨時的にその事業主の下で就労することが認められています。また、産後パパ育休については、労使協定を締結している場合に限り、労働者が合意した範囲で休業中に就労することが可能とされています。

休業期間中に就労した日については、奨励金の交付条件である育児休業の日数からは除いてカウントします。

Q2

「3 育児・介護休業法の水準を上回る仕事と育児の両立支援に係る勤務制度又は休暇制度の整備」について、(1)～(8)については育児・介護休業法において措置を講じることが義務付けられた年齢を超える子の育児のための利用実績に限るとされていますが、具体的な年齢を教えてください。

A2

具体的な年齢は以下のとおりです。

|                             |         |
|-----------------------------|---------|
| (1) 所定外労働の制限（残業の免除）         | 3歳以上    |
| (2) 時間外労働の制限（残業時間の制限）       | 小学校就学以降 |
| (3) 所定労働時間の短縮措置             | 3歳以上    |
| (4) 子の看護休暇                  | 小学校就学以降 |
| (5) 深夜業の制限                  | 小学校就学以降 |
| (6) フレックスタイム制               | 3歳以上    |
| (7) 始業・就業時間の繰上げ・繰下げ（時差出勤制度） | 3歳以上    |
| (8) 育児休業制度に準ずる措置            | 3歳以上    |

Q3

派遣社員が育児休業を取得した場合、奨励金の申請は派遣元か派遣先企業のどちらからすればよいですか？

A3

派遣社員と雇用契約を結んでいるのは派遣元企業であり、本奨励金における「事業主」は派遣元企業のことを指します。したがって、派遣社員が育児休業を取得した場合には、派遣元企業から申請を行ってください。

## ひめボス宣言事業所Q&A

|  |
|--|
| Q4 育児休業取得者が会社の役員である場合は交付対象になりますか？  |
| A4<br>会社の役員（会社法に規定する取締役、監査役、執行役等）は労働基準法第9条に規定する「労働者」には当たらないため、交付対象となりません。<br><br><参考>労働基準法<br>第9条 この法律で「労働者」とは、職業の種類を問わず、事業又は事務所に使用される者で、賃金を支払われる者をいう。 |
| Q5 別表2の1の「令和5年4月1日以降を始期とする育児休業等」について、育児休業を分割取得しており、令和5年3月31日以前に1回目の育児休業を開始し、令和5年4月1日以降に2回目の育児休業を開始している場合は奨励金の交付対象になりますか？                               |
| A5<br>令和5年4月1日以降に開始した2回目の育児休業等の取得日数が通算28日以上であれば交付対象になります。  |
| Q6 別表2の1の「令和5年4月1日以降を始期とする育児休業等」について、育児目的休暇として出産に係る妻の入院日から取得できる配偶者出産時休暇があります。当該休暇も育児休業等の取得日数の対象になりますか？   |
| A6<br>育児目的休暇については、就業規則等に規定されている上で、休暇の対象となる子が出産予定日前に生まれた場合は出産日から、出産予定日後に生まれた場合は出産予定日から育児休業等の取得日数の対象として取り扱います。   |

## ひめボス宣言事業所Q&A

|    |  |
|----|--|
| Q7 | 別表2の1の「令和5年4月1日以降を始期とする育児休業等」について、育児休業を分割取得している場合、どの時点で職場復帰していることが必要でしょうか？ |
| A7 | 分割取得した通算の取得日数が28日以上となった日以降に職場復帰していることが必要です。                                |
| Q8 | 別表2の1の「令和5年4月1日以降を始期とする育児休業等」について、職場復帰した後、奨励金の申請までの間に退職している場合も対象になりますか？    |
| A8 | 育児休業を取得後、職場復帰していれば、申請までの間に退職していても対象となります。                                  |
| Q9 | 別表2の2の取組「男性の育児休業取得率100%」について、この育児休業には育児目的の休暇等は含まれますか？                      |
| A9 | 育児目的の休暇は含まれません。<br>育児・介護休業法第2乗第1項に規定する育児休業（産後パパ育休を含む。）である必要があります。          |

## ひめボス宣言事業所Q&A

Q10

別表2の2の取組「男性の育児休業取得率100%」について、取得日数に関する要件はありますか？

A10

別表2の2の「男性の育児休業取得率100%」については、取得日数に関する要件はありません。例えば1日だけの取得であっても育児休業を取得した者として取り扱います。

Q11

別表2の2の取組「男性の育児休業取得率100%」について、対象の事業年度内に育児休業を取得又は配偶者が出産した男性労働者が退職した場合の取扱いはどうなりますか？

A11

対象の事業年度内に退職した労働者については、取得率算定の分母及び分子から除外します。



## ひめボス宣言事業所Q&A

### 奨励金（上位認証）について

Q1 上位認証用の奨励金申請書はありますか。

A1

上位認証の奨励金申請については、上位認証申請の時と同時に申請していただきます。奨励金を希望される場合は、上位認証申請時に提出する申請書中の「ひめボス宣言事業所スーパープレミアムの認証を受けた場合、奨励金の交付を申請します。」の項目にチェックをつけてください。

都道府県労働局長 殿

厚生労働省雇用環境・均等局長  
(公 印 省 略)

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定制度に係る  
基準における「平均値」について

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）第 9 条に規定する一般事業主の認定及び第 12 条に規定する認定一般事業主の認定については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令（平成 27 年厚生労働省令第 162 号。以下「省令」という。）第 8 条及び第 9 条の 3 にその認定の基準等を規定しているが、これらの規定において定める「平均値」について、下記のとおり定め、令和 5 年 7 月 1 日から適用することとしたので、遺漏なきを期されたい。

なお、令和 4 年 5 月 26 日付雇均発 0526 第 2 号「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定制度に係る基準における「平均値」について」は、令和 5 年 6 月 30 日をもって廃止する。

#### 記

- 1 省令第 8 条第 1 項第 1 号イ(1)(ii)(イ)に定める「産業ごとの通常の労働者に占める女性労働者の割合の平均値」については、「雇用均等基本調査」（厚生労働省）の産業別の雇用管理区分ごとの女性労働者の割合の直近 3 年の平均値に基づき、別表 1 のとおり定めることとする。
- 2 省令第 8 条第 1 項第 1 号イ(1)(ii)(ロ)に定める「産業ごとの通常の労働者の基幹的な雇用管理区分における通常の労働者に占める女性労働者の割合の平均値」については、「雇用均等基本調査」（厚生労働省）の産業別の雇用管理区分ごとの女性労働者割合の直近 3 年の平均値に基づき、別表 2 のとおり定めることとする。

- 3 省令第8条第1項第1号イ(2)(ii)に定める「産業ごとの女性の通常の労働者の平均継続勤務年数の平均値」については、「賃金構造基本統計調査」(厚生労働省)の産業別の女性労働者の勤続年数の直近3年の平均値に基づき別表3のとおり定めることとする。
- 4 省令第8条第1項第1号イ(4)に定める「産業ごとの管理職に占める女性労働者の割合の平均値」については、「賃金構造基本統計調査」(厚生労働省)の産業別の課長級以上に占める女性労働者の割合の直近3年の平均値に基づき別表4のとおり定めることとする。
- 5 産業分類は、1、2については日本標準産業分類に掲げる大分類により定めたものであること。また、3、4については日本標準産業分類に掲げる大分類(製造業にあつては、別表の別紙の中分類)により定めたものであること。このうち、農業、林業及び漁業については、対象となる統計の数値がないことから、「産業計」の平均値を用いることとする。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令第8条第1項第1号イ(1)(ii)(イ)に定める「産業ごとの通常の労働者に占める女性労働者の割合の平均値」

\*適用期間：令和5年7月1日～令和6年6月30日

(別表1)

| 産業分類               | 産業平均値 |
|--------------------|-------|
| 産業計                | 26.8% |
| 鉱業, 採石業, 砂利採取業     | 14.2% |
| 建設業                | 14.1% |
| 製造業                | 22.4% |
| 電気・ガス・熱供給・水道業      | 12.0% |
| 情報通信業              | 24.9% |
| 運輸業, 郵便業           | 12.2% |
| 卸売業, 小売業           | 32.3% |
| 金融業, 保険業           | 48.8% |
| 不動産業, 物品賃貸業        | 33.0% |
| 学術研究, 専門・技術サービス業   | 24.2% |
| 宿泊業, 飲食サービス業       | 39.3% |
| 生活関連サービス業, 娯楽業     | 43.8% |
| 教育, 学習支援業          | 38.0% |
| 医療, 福祉             | 66.4% |
| 複合サービス事業           | 22.7% |
| サービス業 (他に分類されないもの) | 25.9% |

※ 上記にあてはまらない産業については「産業計」の数値を用いること。

※ 本表の数値は「雇用均等基本調査」(厚生労働省)の調査票情報を雇用機会均等課において独自集計したものである。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令第8条第1項第1号イ(1)(ii)(ロ)に定める「産業ごとの通常の労働者の基幹的な雇用管理区分における通常の労働者に占める女性労働者の割合の平均値」

\*適用期間：令和5年7月1日～令和6年6月30日

(別表2)

| 産業分類               | 産業平均値 |
|--------------------|-------|
| 産業計                | 20.3% |
| 鉱業, 採石業, 砂利採取業     | 10.6% |
| 建設業                | 9.8%  |
| 製造業                | 16.9% |
| 電気・ガス・熱供給・水道業      | 10.8% |
| 情報通信業              | 22.9% |
| 運輸業, 郵便業           | 12.0% |
| 卸売業, 小売業           | 22.3% |
| 金融業, 保険業           | 26.2% |
| 不動産業, 物品賃貸業        | 23.2% |
| 学術研究, 専門・技術サービス業   | 18.5% |
| 宿泊業, 飲食サービス業       | 25.0% |
| 生活関連サービス業, 娯楽業     | 35.4% |
| 教育, 学習支援業          | 34.5% |
| 医療, 福祉             | 59.0% |
| 複合サービス事業           | 31.3% |
| サービス業 (他に分類されないもの) | 24.0% |

※ 上記にあてはまらない産業については「産業計」の数値を用いること。

※ 本表の数値は「雇用均等基本調査」(厚生労働省)の調査票情報を雇用機会均等課において独自集計したものである。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令第8条第1項第1号イ(2)(ii)に定める「産業ごとの女性の通常の労働者の平均継続勤続年数の平均値」

\*適用期間：令和5年7月1日～令和6年6月30日

(別表3)

| 産業分類              | 産業平均値  |
|-------------------|--------|
| 産業計               | 9.6年   |
| 鉱業,採石業,砂利採取業      | 12.2年  |
| 建設業               | 10.6年  |
| 製造業               | 別紙1による |
| 電気・ガス・熱供給・水道業     | 15.5年  |
| 情報通信業             | 9.2年   |
| 運輸業,郵便業           | 9.3年   |
| 卸売業,小売業           | 10.2年  |
| 金融業,保険業           | 11.9年  |
| 不動産業,物品賃貸業        | 8.3年   |
| 学術研究,専門・技術サービス業   | 9.5年   |
| 宿泊業,飲食サービス業       | 8.5年   |
| 生活関連サービス業,娯楽業     | 8.7年   |
| 教育,学習支援業          | 9.6年   |
| 医療,福祉             | 8.8年   |
| 複合サービス事業          | 12.9年  |
| サービス業(他に分類されないもの) | 7.0年   |

※ 上記にあてはまらない産業については「産業計」の数値を用いること。

※ 本表の数値は「賃金構造基本統計調査」(厚生労働省)の調査票情報を雇用機会均等課において独自集計したものである。

(別紙1)

| 産業分類  | 平均値   |
|---|-------|
| 食料品製造業<br>飲料・たばこ・飼料製造業                        | 10.5年 |
| 繊維工業  | 13.9年 |
| 木材・木製品製造業（家具を除く）<br>家具・装備品製造業                 | 11.2年 |
| パルプ・紙・紙加工品製造業<br>印刷・同関連業                      | 11.0年 |
| 化学工業  | 13.1年 |
| 石油製品・石炭製品製造業                                  | 16.8年 |
| プラスチック製品製造業<br>ゴム製品製造業                        | 11.9年 |
| 鉄鋼業<br>非鉄金属製造業<br>金属製品製造業                     | 12.9年 |
| はん用機械器具製造業<br>生産用機械器具製造業<br>業務用機械器具製造業        | 13.1年 |
| 電子部品・デバイス・電子回路製造業<br>電気機械器具製造業<br>情報通信機械器具製造業 | 15.8年 |
| 輸送用機械器具製造業                                    | 12.3年 |
| その他の製造業                                       | 11.8年 |

※ 本表の数値は「賃金構造基本統計調査」（厚生労働省）の調査票情報を雇用機会均等課において独自集計したものである。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令第8条第1項第1号イ(4)に定める「産業ごとの管理職に占める女性労働者の割合の平均値」

\*適用期間：令和5年7月1日～令和6年6月30日

(別表4)

| 産業分類               | 産業平均値  |
|--------------------|--------|
| 産業計                | 11.2%  |
| 鉱業, 採石業, 砂利採取業     | 1.1%   |
| 建設業                | 3.5%   |
| 製造業                | 別紙2による |
| 電気・ガス・熱供給・水道業      | 4.2%   |
| 情報通信業              | 9.5%   |
| 運輸業, 郵便業           | 5.2%   |
| 卸売業, 小売業           | 6.8%   |
| 金融業, 保険業           | 13.9%  |
| 不動産業, 物品賃貸業        | 8.8%   |
| 学術研究, 専門・技術サービス業   | 8.9%   |
| 宿泊業, 飲食サービス業       | 14.8%  |
| 生活関連サービス業, 娯楽業     | 12.6%  |
| 教育, 学習支援業          | 23.3%  |
| 医療, 福祉             | 42.9%  |
| 複合サービス事業           | 10.0%  |
| サービス業 (他に分類されないもの) | 13.5%  |

※ 上記にあてはまらない産業については「産業計」の数値を用いること。

※ 本表の数値は「賃金構造基本統計調査」(厚生労働省)の調査票情報を雇用機会均等課において独自集計したものである。



| 産業分類  | 平均値   |
|---|-------|
| 食料品製造業<br>飲料・たばこ・飼料製造業                        | 7.4%  |
| 繊維工業  | 7.1%  |
| 木材・木製品製造業（家具を除く）<br>家具・装備品製造業                 | 4.1%  |
| パルプ・紙・紙加工品製造業<br>印刷・同関連業                      | 7.7%  |
| 化学工業  | 10.4% |
| 石油製品・石炭製品製造業                                  | 0.0%  |
| プラスチック製品製造業<br>ゴム製品製造業                        | 3.6%  |
| 鉄鋼業<br>非鉄金属製造業<br>金属製品製造業                     | 2.9%  |
| はん用機械器具製造業<br>生産用機械器具製造業<br>業務用機械器具製造業        | 3.6%  |
| 電子部品・デバイス・電子回路製造業<br>電気機械器具製造業<br>情報通信機械器具製造業 | 3.4%  |
| 輸送用機械器具製造業                                    | 2.6%  |
| その他の製造業                                       | 5.5%  |

※ 本表の数値は「賃金構造基本統計調査」（厚生労働省）の調査票情報を雇用機会均等課において独自集計したものである。